参考資料№２

一次審査におけるチェックの拡充・強化について

平成30年2月23日

公益社団法人国民健康保険中央会

１．チェック要件等の見直しについて

1. チェック要件等の見直しについて

（1）一次審査におけるチェックの拡充・強化について

〇研究会報告書において、「チェック要件の見直し」が「有り」とされたエラーコード68件ついて、チェック要件の見直しを行った。

エラーコード種類	見直し内容等		エラーコード件数
チェック要件の見直し対象のエラーコード（計68件）	①サービス提供実績記録票の提出状況に応じたチェック要件の細分化		3件
	②上限額管理事業所と関係事業所に応じたチェック要件の細分化		5件
	③報酬告示に応じたチェック要件の変更	1.定員区分に応じたチェックの見直し	7件（※1）
		2.夜間支援等体制加算にかかるチェックの見直し	1件
		3.送迎加算にかかるチェックの見直し	1件
		4.障害支援区分にかかるチェックの見直し	1件
		5.地域移行加算及び自立生活支援加算にかかるチェックの見直し	2件
		6.地方公共団体にかかるチェックの見直し（※2）	3件
		7.食事提供加算にかかるチェックの見直し（※2）	2件
		8.施設外支援にかかるチェックの見直し（※2）	2件
	④基準値の超過状況に応じたチェック要件の細分化	1.派遣人数にかかるチェックの見直し	1件
		2.算定時間数にかかるチェックの見直し	1件
	⑤契約情報の提出状況に応じたチェックの見直し		3件
	⑥複数児童の上限額管理に応じたチェックの見直し（※2）		1件
	⑦受給者台帳の参照範囲の見直し（※2）		7件
	チェック要件の見直し不要		28件

※1 「定員区分に応じたチェックの見直し」については、研究会報告書において「チェック要件の見直し」が「有り」とされた7件に加え、新たに6件のチェックの見直しを行っているため、実際に見直しを行ったエラーコード件数は合計13件

※2 次年度以降、チェックの詳細な内容について検討を行う。

①サービス提供実績記録票の提出状況に応じたチェック要件の細分化

（1）見直し内容

〇請求明細書に対応するサービス提供実績記録票の提出状況に応じて、チェック要件を細分化する。

・サービス提供実績記録票の提出がない場合　：エラー

・サービス提供実績記録票の提出があるが、受付審査、または資格審査にてエラーとなった場合　：警告（重度）

（2）対象エラーコード

No	エラーコード		メッセージ	判定レベル		発生件数※1	返戻率※1
	既存	新規		見直し前※1	見直し後		
1	PP15		※支給量：明細書のサービスに該当する実績記録票がありません	エラーまたは警告（重度）	※2	62,998	9.7%
		PP88	※支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が届いていません	－	エラーに移行※3	－	－
		PP89	▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています	－	警告（重度）	－	－
2	PP70		※支給量：明細書のサービスに該当する様式１８－１がありません	エラーまたは警告（重度）	※2	2,514	8.8%
		PP84	※支給量：請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票（様式１８－１）が届いていません	－	エラーに移行※3	－	－
		PP85	▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票（様式１８－１）が一次審査でエラーとなっています	－	警告（重度）	－	－
3	PP71		※支給量：明細書のサービスに該当する様式１８－２がありません	エラーまたは警告（重度）	※2	41	26.8%
		PP86	※支給量：請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票（様式１８－２）が届いていません	－	エラーに移行※3	－	－
		PP87	▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票（様式１８－２）が一次審査でエラーとなっています	－	警告（重度）	－	－

※1　「障害者総合支援法等審査事務研究会報告書」の提言内容を記載。以降のページについても同様
※2　チェックの導入後は、サービス提供年月によってチェックを分岐する
※3　第二段階での対応に向け、2018年度以降に別途検討する

②上限額管理事業所と関係事業所に応じたチェック要件の細分化

（1）見直し内容

〇請求明細書と上限額管理結果票の突合チェックについて、上限額管理事業所と関係事業所でチェック要件を細分化する。

・上限額管理事業所の場合（※）：エラー

・関係事業所の場合　　：警告（重度）

※PP20については、上限額管理結果票の提出状況に応じて、上限額管理結果票の提出がない場合はエラーとし、受付審査、または資格審査にて上限額管理結果票がエラーとなった場合は警告（重度）とする。

（2）対象エラーコード

No	エラーコード		メッセージ	判定レベル		発生件数	返戻率
	既存	新規		見直し前	見直し後		
1	PP01		※支給量：上限額管理結果が上限額管理結果票と明細書で不一致	エラーまたは警告（重度）	※1	12,573	9.6%
		PP82	※支給量：上限額管理事業所で請求明細書の「上限額管理事業所・管理結果」が上限額管理結果票の「利用者負担上限額管理結果」と一致してません	―	エラーに移行※2	―	―
		PP83	▲支給量：関係事業所で請求明細書の「上限額管理事業所・管理結果」が上限額管理結果票の「利用者負担上限額管理結果」と一致していません	―	警告（重度）	―	―
2	PP02		※支給量：利用者負担額が上限額管理結果票と明細書で不一致	エラーまたは警告（重度）	※1	7,260	2.3%
		PP75	※支給量：上限額管理事業所における上限額管理結果票の「利用者負担額」が請求明細書の「利用者負担額」と一致していません	―	エラーに移行※2	―	―
		PP76	▲支給量：関係事業所における上限額管理結果票の「利用者負担額」が請求明細書の「利用者負担額」と一致していません	―	警告（重度）	―	―

※1　チェックの導入後は、サービス提供年月によってチェックを分岐する
※2　第二段階での対応に向け、2018年度以降に別途検討する

1. チェック要件等の見直しについて

No	エラーコード		メッセージ	判定レベル		発生件数	返戻率
	既存	新規		見直し前	見直し後		
3	PP09		※支給量：総費用額が上限額管理結果票と明細書で不一致	警告（重度）	※1	42,809	4.8%
		PP73	※支給量：上限額管理事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません	―	エラーに移行※2	―	―
		PP74	▲支給量：関係事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません	―	警告（重度）	―	―
4	PP12		※支給量：管理結果利用者負担が管理結果票と明細書で不一致	エラーまたは警告（重度）	※1	11,289	12.3%
		PP77	※支給量：上限額管理事業所における上限額管理結果票の「管理結果後利用者負担額」が明細書の「管理結果後利用者負担額」と一致していません	―	エラーに移行※2	―	―
		PP78	▲支給量：関係事業所における上限額管理結果票の「管理結果後利用者負担額」が請求明細書の「管理結果後利用者負担額」と一致していません	―	警告（重度）	―	―
5	PP20		※支給量：明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません	エラーまたは警告（重度）	※1	173,554	2.5%
		PP79	▲支給量：請求明細書に該当する上限額管理結果票が受付、または資格審査でエラーとなっています	―	警告（重度）	―	―
		PP80	※支給量：上限額管理事業所において請求明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません	―	エラーに移行※2	―	―
		PP81	▲支給量：請求明細書に該当する上限額管理結果票が上限額管理事業所より届いていません	―	警告（重度）	―	―

※1　チェックの導入後は、サービス提供年月によってチェックを分岐する
※2　第二段階での対応に向け、2018年度以降に別途検討する

③報酬告示に応じたチェック要件の変更

③－１　定員区分に応じたチェックの見直し

（1）見直し内容

○定員区分に関するチェックの課題に対し、以下のとおり対応する。

No	課題	原因	対応
1	定員区分と多機能型等定員区分の使い分けがエラーコード等から判断できない	一部の加算について、事業所台帳の定員区分ではなく多機能型等定員区分でチェックを行うことがあるが、エラーとなった場合に、定員区分、多機能型等定員区分のどちらを使用してチェックを行ったのか、エラーコードやメッセージからは判断できない。	定員区分を使用したときと、多機能型等定員区分を使用したときで、エラーコードを分けてチェックを実施する。 多機能型等定員区分を使用する場合がある加算は、以下のとおり。 ・人員配置体制加算（療養介護を除く） ・重度者支援体制加算 ・常勤看護職員等配置加算 ・目標工賃達成指導員配置加算 ・夜勤職員配置体制加算
2	同一エラーコードで定員区分に関する基本報酬と加算のチェックが行われている	一部の加算について、同一エラーコード（PA31）で基本報酬と同じ定員区分に関するチェックが行われており、エラーとなった場合にどの報酬に対しエラーとなっているのかが分かりにくい。	PA31のチェックは基本報酬のみを対象とし、加算についてはエラーコードを分けてチェックを実施する。対象の加算は、以下のとおり。 ・重度者支援体制加算 ・常勤看護職員等配置加算 ・目標工賃達成指導員配置加算
3	同一エラーコードで算定要件と定員区分のチェックが行われている	一部の加算について、同一エラーコードで事業所の届出に関する要件と、定員区分に関する要件のチェックが行われており、エラーとなった場合にどの要件でエラーとなっているのかが分かりにくい。	事業所の届出に関する要件と、定員区分に関する要件のチェックについては、エラーコードを分けてチェックを実施する。対象の加算は、以下のとおり。 ・人員配置体制加算 ・職業指導員加算 ・夜勤職員配置体制加算 ・心理担当職員配置加算 ・児童発達支援管理責任者専任加算 ・栄養士配置加算 ・指導員加配加算 ・看護師配置加算

（2）対象エラーコード

No	エラーコード		メッセージ	判定レベル		発生件数	返戻率
	既存	新規		見直し前	見直し後		
1	PA31		※受付：事業所台帳の「定員区分」、または「多機能型等定員区分（加算）」の登録内容に該当する請求ではありません	エラーまたは警告（重度）	エラーに移行※1	73,623	8.3%
		PB62	※受付：事業所台帳の「多機能型等定員区分（加算）」の登録内容に該当する請求ではありません	－	エラーに移行※1	－	－
2	PA69		※受付：人員配置体制加算の算定要件を満たしていません	エラーまたは警告（重度）	※2	34,351	4.2%
		PB65	※受付：事業所台帳の「人員配置体制加算の有無」が「無し」のため、人員配置体制加算は算定できません	－	エラーに移行※1	－	－
		PB66	※受付：事業所台帳の「人員配置区分」の登録内容に該当する人員配置体制加算の請求ではありません	－	エラーに移行※1	－	－
		PB67	※受付：事業所台帳の「定員区分」の登録内容に該当する人員配置体制加算の請求ではありません	－	エラーに移行※1	－	－
		PB68	※受付：事業所台帳の「多機能型等定員区分（加算）」の登録内容に該当する人員配置体制加算の請求ではありません	－	エラーに移行※1	－	－
3	PA80		※受付：事業所台帳の「栄養士配置加算の基準」、または「定員区分」の登録内容に該当する請求ではありません	エラーまたは警告（重度）	エラーに移行※1	3,681	10.1%
		PB63	※受付：事業所台帳の「栄養士配置加算の基準」の登録内容に該当する請求ではありません	－	エラーに移行※1	－	－
4	PA87		※受付：夜勤職員配置体制加算の算定要件を満たしていません	エラーまたは警告（重度）	※2	1,668	1.1%
		PB69	※受付：事業所台帳の「夜勤職員配置体制加算の有無」が「無し」のため、夜勤職員配置体制加算は算定できません	－	エラーに移行※1	－	－
		PB70	※受付：事業所台帳の「定員区分」の登録内容に該当する夜勤職員配置体制加算の請求ではありません	－	エラーに移行※1	－	－
		PB71	※受付：事業所台帳の「多機能型等定員区分（加算）」の登録内容に該当する夜勤職員配置体制加算の請求ではありません	－	エラーに移行※1	－	－

※1　第二段階での対応に向け、2018年度以降に別途検討する
※2　チェックの導入後は、サービス提供年月によってチェックを分岐する

1. チェック要件等の見直しについて

No	エラーコード		メッセージ	判定レベル		発生件数	返戻率
	既存	新規		見直し前	見直し後		
5	PA94		※受付：事業所台帳の「利用定員数」、または「児童発達支援管理責任者専任加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません	エラーまたは警告（重度）	※	177	5.6%
6	PA95		※受付：事業所台帳の「利用定員数」、または「職業指導員体制の有無」の登録内容に該当する請求ではありません	エラー	※	49	6.1%
7	PA96		※受付：事業所台帳の「利用定員数」の登録内容に該当する看護師配置加算の請求ではありません	エラー	※	57	3.5%
8	PA97		※受付：事業所台帳の「利用定員数」、または「心理担当職員配置加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません	エラーまたは警告（重度）	※	65	4.6%
9	PJ40		※受付：障害児施設台帳の「入所定員数」を超えた心理担当職員配置加算、または「心理担当職員配置加算の有無」が「無し」のため算定できません	エラー	エラーに移行※	63	19.0%
		PJ82	※受付：障害児施設台帳の「入所定員数」の登録内容に該当する心理担当職員配置加算の請求ではありません	－	エラーに移行※	－	－
		PJ86	※受付：障害児施設台帳の「心理担当職員配置加算の有無」が「無し」のため、心理担当職員配置加算は算定できません	－	エラーに移行※	－	－
10	PJ41		※受付：障害児施設台帳の「入所定員数」を超えた職業指導員加算、または「職業指導員体制の有無」が「無し」のため、算定できません	エラー	エラーに移行※	23	13%
		PJ80	※受付：障害児施設台帳の「入所定員数」の登録内容に該当する職業指導員加算の請求ではありません	－	エラーに移行※	－	－
		PJ84	※受付：障害児施設台帳の「職業指導員体制の有無」が「無し」のため、職業指導員加算は算定できません	－	エラーに移行※	－	－
11	PJ43		※受付：障害児施設台帳の「入所定員数」を超えた看護師配置加算、または「看護師配置加算の有無」が「無し」のため、算定できません	エラー	エラーに移行※	46	73.9%
		PJ81	※受付：障害児施設台帳の「入所定員数」の登録内容に該当する看護師配置加算の請求ではありません	－	エラーに移行※	－	－
		PJ85	※受付：障害児施設台帳の「看護師配置加算の有無」が「無し」のため、看護師配置加算は算定できません	－	エラーに移行※	－	－

※　第二段階での対応に向け、2018年度以降に別途検討する

1. チェック要件等の見直しについて

No	エラーコード		メッセージ	判定レベル		発生件数	返戻率
	既存	新規		見直し前	見直し後		
12	PJ45		※受付：児童発達支援管理責任者専任加算の要件を満たしていません	エラー	※1	31,092	3.9%
		PJ79	※受付：障害児施設台帳の「入所定員数」の登録内容に該当する児童発達支援管理責任者専任加算の請求ではありません	―	エラーに移行 ※2	―	―
		PJ87	※受付：障害児施設台帳の「児童発達支援管理責任者専任加算の有無」が「無し」のため、児童発達支援管理責任者専任加算は算定できません	―	エラーに移行 ※2	―	―
13	PJ47		※受付：指導員加配加算の算定要件を満たしていません	エラーまたは警告（重度）	※1	38,251	8.4%
		PJ83	※受付：障害児施設台帳の「入所定員数」の登録内容に該当する指導員加配加算の請求ではありません	―	エラーに移行 ※2	―	―
		PJ88	※受付：障害児施設台帳の「指導員加配加算の有無」、または「有資格者配置の有無」と一致していないため、指導員加配加算は算定できません	―	エラーに移行 ※2	―	―

※1　チェックの導入後は、サービス提供年月によってチェックを分岐する
※2　第二段階での対応に向け、2018年度以降に別途検討する

③－２　夜間支援等体制加算にかかるチェックの見直し

（1）見直し内容

○夜間支援等体制加算については、あらかじめ都道府県知事に届け出ている夜間支援体制に基づき、同じ月の中でも日単位で夜間支援等体制加算Ⅰ～Ⅲを算定し、また、夜間支援対象利用者の配置数の違いにより異なる夜間支援対象利用者数の区分の報酬を算定することが可能である。（「2015年5月19日付事務連絡　Q＆A VOL.3 問3」より）

○事業所台帳上、夜間支援等体制加算区分は複数の区分を設定できるため、同月で夜間支援等体制加算Ⅰ～Ⅲが複数算定された場合においても、チェックで警告は発生しない。一方で、夜間支援等体制加算の対象利用者数の異なる加算が複数算定された場合、事業所台帳上に複数の対象利用者数の設定が行えないため、PB46の警告が発生する。

○日単位で変動する可能性がある対象利用者数について
事業所台帳で管理するのは運用面への影響が大きいため、事業所台帳上の対象利用者数と異なる加算が請求された場合、対象利用者数未満の報酬か超過の報酬かに応じて、判定レベルを変更するよう見直す。（例として、夜間支援等体制加算Ⅰの請求 に対して、事業所台帳の夜間支援等体制加算対象利用者数が「8人」と設定されている場合の対応は、右表のとおり）

加算項目	サービスコード	対象利用者数	報酬	審査結果
夜間支援等体制加算Ⅰ	生援夜間支援等体制加算Ⅰ1	2人以下	多	警告（重度）
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ2	3人	↑	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ3	4人	|	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ4	5人	|	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ5	6人	|	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ6	7人	|	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ7	8人～10人	|	正常
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ8	11人～13人	|	警告（※）
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ9	14人～16人	|	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ10	17人～20人	↓	
	生援夜間支援等体制加算Ⅰ11	21人～30人	少	

（2）対象エラーコード

No	エラーコード		メッセージ	判定レベル		発生件数	返戻率
	既存	新規		見直し前	見直し後		
1	PB46		※受付：台帳の夜間支援等体制加算対象利用者数と不一致の請求です	エラーまたは警告（重度）	※	28,499	6.1%
		PB72	▲受付：事業所台帳の「夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数に満たない請求となっています	―	警告（重度）	―	―
		PB73	※受付：事業所台帳の「夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数を超えた請求となっています	―	警告	―	―

※　チェックの導入後は、サービス提供年月によってチェックを分岐する

③－３　送迎加算にかかるチェックの見直し

（1）見直し内容

〇送迎加算にかかるPB48のエラーコードについて、以下のように見直しを行う。

・No1、3について、事業所台帳（サービス情報）の送迎加算の有無に、過去の設定値（「有り」）を設定している場合は、エラーとする。

・No2、4について、月途中で送迎加算の要件が変更となり（送迎加算Ⅰ⇒Ⅱに変わる等）、変更の届出が間に合わずに請求された場合を考慮し、事業所台帳の登録内容と異なる請求については、警告（重度）とする。

No	チェック内容		判定レベル（変更前）	判定レベル（変更後）
1	送迎加算Ⅰが算定されている場合、事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「Ⅰ」であること	事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「有り」の場合	警告	エラー
2		事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「Ⅱ」の場合	警告	警告（重度）
3	送迎加算Ⅱが算定されている場合、事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「Ⅱ」であること	事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「有り」の場合	警告	エラー
4		事業所台帳(サービス情報)の送迎加算の有無が「Ⅰ」の場合	警告	警告（重度）

（2）対象エラーコード

No	エラーコード		メッセージ	判定レベル		発生件数	返戻率
	既存	新規		見直し前	見直し後		
1	PB48		※受付：送迎加算の算定要件が一致しません	エラー	※	16,572	7.8%
		PB77	★受付：事業所台帳の「送迎加算の有無」が「有り」のため、送迎加算（Ⅰ）及び送迎加算（Ⅱ）は算定できません	－	エラーに移行	－	－
		PB78	▲受付：事業所台帳の「送迎加算の有無」が「Ⅱ」のため、送迎加算（Ⅰ）は算定できません	－	警告（重度）	－	－
		PB79	▲受付：事業所台帳の「送迎加算の有無」が「Ⅰ」のため、送迎加算（Ⅱ）は算定できません	－	警告（重度）	－	－

※　チェックの導入後は、サービス提供年月によってチェックを分岐する

③－４　障害支援区分にかかるチェックの見直し

（1）見直し内容

〇現在、PB35では以下の2種類のチェックを実施している。

①基本報酬に対するチェック

障害支援区分に応じて報酬が分かれている場合、受給者台帳の障害支援区分に該当する報酬で請求されていること。

例：短期入所である場合、区分1、区分2、区分3、区分4、区分5、区分6のいずれかであること

②日中支援加算に対するチェック

サービス種類が「共同生活援助」で「日中支援加算Ⅰ」を算定する場合、受給者台帳の障害支援区分が区分4、区分5あるいは区分6である、または、受給者の年齢が65歳以上であること等。

〇チェックでエラーとなった場合にどの報酬に対しエラーとなっているのかが分かりにくいという課題があったが、一次審査結果資料等の見直しに伴い、どの報酬でエラーとなっているかを確認できるようになるため、チェック要件の見直しは行わないこととする。

（2）対象エラーコード

No	エラーコード		メッセージ	判定レベル		発生件数	返戻率
	既存	新規		見直し前	見直し後		
1	PB35		※資格：受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません	エラーまたは警告（重度）	エラーに移行※	21,211	28.1%

※　第二段階での対応に向け、2018年度以降に別途検討する

③－５　地域移行加算及び自立生活支援加算にかかるチェックの見直し

（1）見直し内容

〇現在のチェックでは、入院・外泊の初日及び最終日に地域移行加算、または自立生活支援加算を算定した場合、警告（地域移行加算：PS85、自立生活支援加算：PU35）となる。前日または翌日のサービス提供状況を踏まえ、入院・外泊の初日及び最終日に当該加算を算定する場合、正常とするようチェック内容を見直す。
また、判定レベルを警告（重度）に変更する。

エラーコード	変更前		変更後	
	チェック内容	判定レベル	チェック内容	判定レベル
PS85	地域移行加算が算定されている日のサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」ではないこと。	警告	地域移行加算が算定されている日が1日、または月末日以外でサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」の場合、前日、または翌日のサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」、「入院→共同生活に戻る→外泊」、「外泊→共同生活に戻る→入院」以外であること。	警告（重度）
PU35	自立生活支援加算が算定されている日のサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」ではないこと。	警告	自立生活支援加算が算定されている日が1日、または月末日以外でサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」の場合、前日、または翌日のサービス提供の状況が「入院」、「外泊」、「入院→外泊」、「外泊→入院」、「入院→共同生活に戻る→外泊」、「外泊→共同生活に戻る→入院」以外であること。	警告（重度）

（2）対象エラーコード

No	エラーコード		メッセージ	判定レベル		発生件数	返戻率
	既存	新規		見直し前	見直し後		
1	PS85		▲受付：実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、地域移行加算は算定できません	警告（重度）	警告（重度）	143	16.1%
2	PU35		▲受付：実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、自立生活支援加算は算定できません	警告（重度）	警告（重度）	55	27.3%

③－６　地方公共団体にかかるチェックの見直し

（1）検討方針

〇指定管理者制度（地方自治法第244条の2第3項）により普通地方公共団体から委託を受けた指定管理者かどうかを判断できる区分等がないため、該当事業所より運用上問題のない請求が行われた場合においても、国保連連合会の支払等システムでは警告が発生している。

〇事業所台帳（サービス情報）のインタフェースに普通地方公共団体から委託を受けた指定管理者かどうかを判別するための項目「指定管理者制度適用区分」（1：非該当、2：該当）を追加した上で、普通地方公共団体から委託を受けている事業所においては正常とするよう、次年度以降、チェック要件等の見直しを検討する。

（2）対象エラーコード

No	エラーコード	メッセージ
1	PB16	※受付：事業所台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」、または「国立施設」のため、送迎加算は算定できません
2	PB19	※受付：事業所台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」、または「国立施設」のため、送迎加算（重度）は算定できません
3	PA12	※受付：事業所台帳の「法人等種別」が「地方公共団体」及び「国立施設」以外のため、地方公共団体が設置する施設の場合の報酬は算定できません

③－７　食事提供加算にかかるチェックの見直し

（1）検討方針

〇現在、食事提供加算については、基本報酬と同日の算定が原則であるが、算定の考え方や併給等について例外ケースもあり、支払等システムにおいては算定可否の判断がつかないため、現在のチェックでは、原則にそぐわない実績記録票の設定等がある場合は警告とし、市町村等にて判断することとしている。

【対象の報酬】
・訪問支援特別加算　　・欠席時対応加算
・施設外支援　　・家庭連携加算
・移行準備支援体制加算Ⅰ　　・移行準備支援体制加算Ⅱ

〇厚生労働省に確認の結果、欠席時対応加算、または訪問支援特別加算を算定している場合、同日に当該加算を算定することはできず、施設外支援、または移行準備支援体制加算、家庭連携加算とは同日に算定することもありえることを前提とし、次年度以降、チェック要件等の見直しを検討する。

（2）対象エラーコード

No	エラーコード	メッセージ
1	PT79	※受付：食事提供加算が算定されている日に訪問支援特別加算、欠席時対応加算、施設外支援、または移行準備支援体制加算が算定されています
2	PT46	※受付：入院、または外泊時に、「食事提供加算」が算定されています

③－８　施設外支援にかかるチェックの見直し

（1）検討方針

〇施設外支援については、活動の主体が施設外ということから、以下の加算との同日算定はできないものと考えられる。
しかしながら、例外ケース（例えば、食事提供加算については、施設外支援実施日に通常の施設利用を行い、食事提供を行った場合等）もあり、支払等システムでは警告とし、市町村等にて判断することとしている。

【対象の報酬】
・食事提供加算
・訪問支援特別加算
・欠席時対応加算

〇厚生労働省に確認の結果、訪問支援特別加算、または欠席時対応加算を算定するような状況で施設外支援は運用上ありえず、食事提供加算は施設外支援の日に算定することもありえることを前提とし、次年度以降、チェック要件等の見直しを検討する。

（2）対象エラーコード

No	エラーコード	メッセージ
1	PT44	※受付：施設外支援が算定されている日に食事提供加算、訪問支援特別加算、または欠席時対応加算が算定されています
2	PU13	※受付：移行準備支援体制加算が算定されている日に食事提供加算、訪問支援特別加算、または欠席時対応加算が算定されています

④基準値の超過状況に応じたチェック要件の細分化

④－１　派遣人数にかかるチェックの見直し

（1）見直し内容

〇現在、サービス内容に関わらずサービス提供実績記録票の明細単位で派遣人数が2名を超えていないことをチェックしており、明細単位で超過している場合のみPT34の警告となる。（例えば、サービス内容違いで同一日時の実績記録票の明細が作成されており、それぞれの明細で派遣人数が2名以下であるが、同一日時での派遣人数の合計が2名を超える場合については、PT34の警告は発生しない。）

〇同一日時単位で派遣人数が2名を超えていないことをチェックするように見直しを行う。

（2）対象エラーコード

No	エラーコード		メッセージ	判定レベル		発生件数	返戻率
	既存	新規		見直し前	見直し後		
1	PT34		※受付：派遣人数が2人を超えています	エラーまたは警告（重度）	※	47	55.3%
		PU50	★受付：同じ「サービス内容」、「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています	－	エラーに移行	－	－
		PU52	★受付：同じ「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています	－	エラーに移行	－	－

※　チェックの導入後は、サービス提供年月によってチェックを分岐する

④－２　算定時間数にかかるチェックの見直し

（1）見直し内容

〇サービス提供実績記録票に記載されている算定時間数と、開始・終了時間から算出した算定時間数の関係に応じて、チェック要件を細分化する。

・サービス提供実績記録票の算定時間数が開始・終了時間から算出した算定時間数より多い場合　：エラー

・サービス提供実績記録票の算定時間数が開始・終了時間から算出した算定時間数より少ない場合：警告

〇ただし、最小の算定時間に満たない時間数（例：居宅介護の場合は20分未満）でのサービス提供については、市町村が認めれば算定時間数を繰り上げて請求を行うことが可能であることから、当該パターンについては警告（重度）とする。

サービス種類	警告（重度）となるケース
居宅介護	20分未満を30分で算定した場合（早朝、夜間、深夜の時間帯に占める割合が大きい場合は正常）
行動援護	20分未満を30分で算定した場合
重度訪問	40分未満を1時間で算定した場合

サービス種類	警告（重度）となるケース
同行援護	20分未満を30分で算定した場合（早朝、夜間、深夜の時間帯に占める割合が大きい場合は正常）
共同生活援助（様式１８－２）	10分未満を15分で算定した場合

（2）対象エラーコード

No	エラーコード 既存	エラーコード 新規	メッセージ	判定レベル 見直し前	判定レベル 見直し後	発生件数	返戻率
1	PS30		※受付：算定時間数の計算値が不正です	エラーまたは警告（重度）	※1	26,679	9.7%
		PU48	★受付：「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしている明細が存在しています	―	エラーに移行	―	―
		PU49	※受付：同じ「提供通番」及び「日付」で「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を満たしていない明細が存在しています	―	警告	―	―
		PU54	★受付：「算定時間数」が算定できる最大の時間を超えています	―	エラーに移行	―	―
		PU55	★受付：「算定時間数」が算定できる最大の時間となっていますが「開始時間」と「終了時間」から算出した時間が算定できる最大の時間未満です	―	エラーに移行	―	―
		PU58	▲受付：「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしていない明細が存在しています	―	警告（重度）	―	―
		PU59	★受付：「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過している明細が存在しています	―	エラーに移行	―	―
		PU60	※受付：「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を満たしていない明細が存在しています	―	警告	―	―
		PU61	※受付：「算定時間数」が同じ「提供通番」の最終行に設定されていません	―	警告	―	―
		PU62	※受付：同じ「提供通番」で「開始時間」が同じ明細が存在しています	―	警告	―	―
		PU63	※受付：「算定時間数」が同じ「提供通番」及び「日付」の最終行に設定されていません	―	警告	―	―
		PU64	※受付：同じ「提供通番」及び「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています	―	警告	―	―
2	PT30		※受付：移動が同一日の最終行に設定されていません	エラー	※1	80	16.3%
		PT30	※受付：「移動」が同じ「日付」の最終行に設定されていません	―	警告	―	―
		PU57	★受付：同じ「提供通番」で「移動」が「算定時間数」を超えています	―	エラーに移行	―	―
3	※2	PU46	▲受付：サービス提供の間隔が2時間未満の場合、「提供通番」は同一番号の設定が必要です	―	警告（重度）	―	―

※1　チェックの導入後は、サービス提供年月によってチェックを分岐する

※2　「PT30」については、研究会報告書において「チェック要件の見直し」が「無し」とされていたが、検討を進めていく中でチェック要件の見直しが必要となった

⑤ 契約情報の提出状況に応じたチェックの見直し

（1）見直し内容

○契約情報については、サービス種類に応じて提出が常に必要なサービス（訪問・短期入所系）と、決定支給量と契約支給量が異なる場合のみ設定必要な通所系サービス（提出が任意）に分かれており、請求明細書情報と併せて事業所より送信される契約情報を基に、サービス提供量や決定支給量との突合チェックを行っている。

○契約情報の提出が任意となっている通所系サービスにおいて、提出された契約情報の内容に誤りがあった場合は警告と判定され市町村審査にて返戻となる場合がある一方、提出する必要があるにもかかわらず提出していないことで正常として取扱われるなど、取扱いに矛盾が生じている。

○契約情報の提出が任意となっている通所系サービスについても提出を必須とするようインタフェースを見直した上で、通所系サービスについてもチェック対象とするよう、チェック要件の見直しを行う。

（2）対象エラーコード

No	エラーコード	メッセージ
1	EG28	※資格：請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています
2	PP40	※支給量：請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています
3	PP04	※支給量：請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

⑥ 複数児童の上限額管理に応じたチェックの見直し

（1）検討方針

○「2. 新たなチェックの追加について」における対応のひとつ、「同一世帯における複数児童の上限額管理チェック」に伴い、複数児童用の上限額管理結果票のインタフェースの追加を踏まえ、次年度以降、複数児童の上限額管理を考慮したチェック要件等の見直しを検討する。

（2）対象エラーコード

No	エラーコード	メッセージ
1	EJ98	※受付：請求明細書の「管理結果」が「1」の場合、「管理結果額」が「利用者負担上限月額①」未満の請求はできません

⑦　受給者台帳の参照範囲の見直し

（1）検討方針

○「2．新たなチェックの追加について」における対応のひとつ、「受給者台帳（支給決定情報）の参照範囲の見直し」に伴い、受給者台帳（支給決定情報）の決定支給期間の参照範囲を最新から月全体とするようインタフェースの見直しを含め、次年度以降、それを考慮したチェック要件等の見直しを検討する。

（2）対象エラーコード

No	エラーコード	メッセージ
1	EG38	※資格：実績記録票のサービス実績量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています
2	EG27	※資格：請求明細書のサービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています
3	EL08	※資格：請求明細書のサービス開始日等の「利用日数」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています
4	EG68	※資格：請求明細書のサービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」、または当該月の日数を超えています
5	EG60	※資格：請求明細書のサービス提供日数が原則の日数（当該月の日数から8日を控除した日数）を超えています
6	EG61	※資格：該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません
7	EG50	※資格：受給者台帳の支給決定における有効期間外のサービス提供実績があります

○チェック要件の見直し有無が変更となったエラーコード

○研究会報告書の「一次審査の実施」に向けた警告コードに対する対応方針を踏まえ、チェック要件の見直しについて、検討した結果、一部のチェックについて以下のとおり見直し有無及び判定レベルを変更する。

No	エラーコード	メッセージ	チェック要件の見直し	判定レベル	エラー移行予定時期	備考
1	EL07	★受付：請求明細書の「開始年月日」に「終了年月日」以降の年月日が設定されています	無→有	エラー	第一段階	短期入所で宿泊を伴わないサービス提供を1回実施した場合は、請求明細書の開始年月日と終了年月日は同一日付となるため、上記を考慮したチェック要件の見直しを行う。
2	PA30	★受付：生活訓練サービスの利用期間に応じた請求ではありません	無→有	エラー	第一段階	
3	PA60	▲受付：初期加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です	無→有	エラー →警告（重度）	－	30日を超える入院後に再度サービスを利用した場合等、エラーに移行できないケースが判明したため、チェック要件の見直しを行う。
4	PA61	▲受付：入所時特別支援加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です	無→有	エラー →警告（重度）	－	
5	PA81	※受付：短期利用加算を算定する場合、サービス提供年月がサービス開始年月日の年月と同月、またはその翌月であることが必要です	無→有	エラー	第一段階	
6	EL14	※受付：請求明細書の「入院日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超えています	無→有	エラー →警告	第一段階 →次年度検討	死亡等による月途中での退所を考慮する必要があることが判明したため、チェック要件の見直しを行う。 チェック要件の見直し及び判定レベルについて、次年度以降別途検討を行う。
7	EL15	※受付：請求明細書の「外泊日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超えています	無→有	エラー →警告	第一段階 →次年度検討	
8	PT33	※受付：入院、または外泊時以外に、実績記録票の「入院・外泊時加算」が設定されています	無→有	エラー →警告	第一段階 →次年度検討	

1. チェック要件等の見直しについて

No	エラーコード	メッセージ	チェック要件の見直し	判定レベル	エラー移行予定時期	備考
9	PJ01	※受付：障害児施設台帳の「入所定員数」の登録内容に該当する請求ではありません	有→無	エラーまたは警告（重度）→エラーに移行	第二段階	【共通】 検討の結果、チェック要件の見直しを行う必要が無いと判断する。 【EF19以外】 判定レベルを「エラーまたは警告（重度）」としていたエラーコードについては、判定レベルを「エラー」とする。 【EF19】 指定の更新は6年ごとに行われ、2018年4月以降においては当該年月日は必ず登録されている状態となることから第二段階で「エラー」に移行する。
10	PA02	※受付：事業所台帳の「人員配置区分」の登録内容に該当する請求ではありません	有→無	エラーまたは警告（重度）→エラーに移行	第二段階	
11	PJ36	※受付：障害児施設台帳の「入所定員数」の登録内容に該当する栄養士配置加算の請求ではありません	有→無	エラーまたは警告（重度）→エラーに移行	第二段階	
12	PJ42	※受付：障害児施設台帳の「入所定員数」の登録内容に該当する人工内耳装用児支援加算の請求ではありません	有→無	エラーまたは警告（重度）→エラーに移行	第二段階	
13	EF19	※受付：事業所台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報が登録されていません	有→無	エラーまたは警告（重度）→エラーに移行	第二段階	
14	PT39	▲受付：入院、または外泊時に、実績記録票の「自活訓練加算」が設定されています	有→無	警告（重度）	―	
15	EG37	▲資格：利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額」と一致していません	有→無	エラー→警告（重度）	―	
16	EG26	▲資格：請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません	有→無	警告（重度）	―	
17	EG29	※資格：上限額管理対象外受給者の請求明細書において上限額管理事業所の「管理結果」に値が設定されています	有→無	エラーまたは警告（重度）→エラーに移行	第二段階	検討の結果、チェック要件の見直しを行う必要が無いと判断する。これを受け、判定レベルを「エラーまたは警告（重度）」としていたエラーコードについては、判定レベルを「エラー」とする。
18	EN02	※資格：受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果額」は設定できません	有→無	エラーまたは警告（重度）→エラーに移行	第二段階	
19	PJ25	※資格：利用者負担上限額管理加算に係る受給者台帳の決定に該当する請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です	有→無	エラーに移行	第二段階	
20	PA40	※資格：受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です	有→無	エラーに移行	第二段階	
21	EJ28	★受付：上限額管理結果票の項番1に上限額管理事業所以外が設定されています（相談支援事業所を除く）	有→無	エラーに移行	第一段階	
22	EL04	★受付：請求明細書の「終了年月日」に「サービス提供年月」以前、または以降の年月が設定されています	有→無	エラーに移行	第一段階	

1. チェック要件等の見直しについて

No	エラーコード	メッセージ	チェック要件の見直し	判定レベル	エラー移行予定時期	備考
23	PS87	▲受付：入院、または外泊時に、実費算定の「光熱水費」が設定されています	有→無	警告（重度）	―	検討の結果、チェック要件の見直しを行う必要が無いと判断する。これを受け、判定レベルを「エラーまたは警告（重度）」としていたエラーコードについては、判定レベルを「エラー」とする。
24	PS86	▲受付：入院、または外泊時に、実費算定の「夕食」が設定されています	有→無	警告（重度）	―	
25	PT53	▲受付：入院、または外泊時に、「朝食」が算定されています	有→無	警告（重度）	―	
26	PT54	▲受付：入院、または外泊時に、「昼食」が算定されています	有→無	警告（重度）	―	
27	EL09	★受付：相談支援給付費請求書の「モニタリング日」が「サービス提供年月」と一致していません	有→無	エラーに移行	第一段階	
28	PU12	▲受付：提供実績の合計の「施設外支援　累計（日／180日）」が180日を超えています	有→無	警告（重度）	―	
29	EL63	▲受付：実績記録票の地域移行加算の「退所日」の年月が「サービス提供年月」と一致していません	有→無	警告（重度）	―	
30	PP66	▲支給量：入院、または外泊時に、受託居宅介護サービス費が算定されています	有→無	警告（重度）	―	
31	EL30	▲受付：地域移行加算の「退所後算定日」と「退所日」に同日が設定されています	有→無	警告（重度）	―	
32	EL77	▲受付：実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が「退居日」と同日です	有→無	警告（重度）	―	
33	PB53	▲受付：事業所台帳の「開所時間減算の有無」が「有り」のため、開所時間減算後の報酬の請求が必要です	有→無	エラーまたは警告（重度）→警告（重度）	―	運用の実態を把握した上で、届出内容及びチェック要件等の検討を行う。
34	PJ72	▲受付：障害児施設台帳の「開所時間減算の有無」が「有り」のため、開所時間減算後の報酬の請求が必要です	有→無	エラーまたは警告（重度）→警告（重度）	―	
35	PJ73	▲受付：障害児施設台帳の「開所時間減算区分」の登録内容に該当する請求ではありません	有→無	エラーまたは警告（重度）→警告（重度）	―	
36	PB54	▲受付：事業所台帳の「開所時間減算区分」の登録内容に該当する請求ではありません	有→無	エラーまたは警告（重度）→警告（重度）	―	

２．新たなチェックの追加について

2. 新たなチェックの追加について

(1)「新たなチェックの追加」における今回の検討範囲について

○研究会報告書において「点検内容の精緻化に向け、拡充する必要がある」と提言されたチェックの内、①～④について具体的なチェック内容を、⑤～⑥について対応方針を検討した。なお、⑤～⑧についてはインタフェースの変更が必要となる。（⑤～⑥の具体的なチェック内容及び⑦～⑧については今後検討）

チェック項目	チェック内容	対応方針	インタフェースの変更あり
①基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック	基準該当事業所の場合、加算によっては算定できないものがあるため、算定可否をチェックする。	基準該当事業所において算定可能な各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告（重度）とすべき内容を整理する。	
②請求明細書と実績記録票の回数の整合性チェックの強化	請求明細書と実績記録票について、整合性があることをチェックしているが、より厳密に行うようチェックの範囲を拡張する。（請求情報間の基本報酬の回数の整合性、加算の回数が基本報酬の回数以下であること等）	＜通所系サービス＞ 請求情報間での不整合のためエラーとする。 ＜入所系サービス＞ 警告（重度）とする。 ※入所日及び退所日に基本報酬が算定できないケースについて、システムでは判断できないため。	
③同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック	同一受給者が同一日・同一利用時間帯に複数のサービスを利用していないことをチェックする。	警告（重度）とする。 ※同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため。	
④上限額管理対象外受給者の利用者負担額のチェック	上限額管理対象外の受給者に対して、複数事業所を利用している場合、利用者負担上限月額を超えていないことをチェックする。	警告（重度）とする。 ※利用者負担上限月額を超過した場合、どの事業所からの請求が正しいかをシステムでは判断できないため。	
⑤同一世帯における複数児童の上限額管理チェック	同一世帯に障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合の上限額管理結果票を伝送にて受信できるようにし、請求明細書との整合性をチェックする。	インタフェースの見直しを行った上で、警告（重度）とする。 ※エラーとすると、関係事業所の請求について、誤りがない場合でも返戻となってしまい、影響が大きいと想定されるため。	●
⑥計画相談支援給付費請求書等のモニタリング日チェック	計画相談支援給付費請求書等について、支給決定期間に対するモニタリング日が妥当であることをチェックする。	インタフェースの見直しを行った上で、別途判定レベルの検討を行う。 ※ただし、モニタリング予定月の翌月請求については警告（重度）とする。	●
⑦受給者台帳（支給決定情報）の参照範囲の見直し	月途中で台帳更新を行った場合、月全体の台帳情報を有効な台帳とするように参照範囲を見直す。	インタフェースの見直しを含め受給者台帳（支給決定情報）の決定支給期間の参照範囲を最新から月全体の参照へ見直した上で、台帳情報との不整合についてはエラーとする。	●
⑧各種加算にかかる算定要件チェックの強化	国保連合会に提出される請求情報や台帳情報に含まれていないため、チェックできない内容について、インタフェースの見直し（項目追加等）を行い、各種加算（送迎加算、事業所内相談支援加算等）の算定要件にかかるチェック内容を拡充する。	各報酬について、判断基準を明確に定めた上でエラーとすべき内容、警告（重度）とすべき内容を整理する。	●

具体的なチェック内容を検討　　対応方針を検討

①基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック

（1）追加内容

〇基準該当事業所における各種報酬について、算定可能か否かチェックを行う。
なお、現在は、障害福祉サービスにおいて基本報酬に対するチェックのみ行っている。
（詳細は、補足資料1「基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて」を参照）

〇既存の以下のチェック（判定レベル：エラー）について、対象となるサービス（基本や加算の報酬）を見直し、
新たなチェックとして追加する。
・PA35　受付：基準該当事業所ではありません
・PA93　受付：基準該当のサービスコードではありません

（2）対象エラーコード

No	エラーコード	メッセージ	判定レベル
1	EF27	★受付：実績記録票に基準該当事業所で算定できない報酬が設定されています	エラーに移行
2	PB74	★受付：事業所台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「基準該当事業所」のため、算定できません	エラーに移行
3	PB75	★受付：事業所台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「指定事業所」のため、算定できません	エラーに移行
4	PJ89	★受付：障害児施設台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「指定事業所」のため、算定できません	エラーに移行
5	PJ90	★受付：障害児施設台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「基準該当事業所」のため、算定できません	エラーに移行

②請求明細書と実績記録票の回数の整合性チェックの強化

（1）追加内容

○請求明細書と実績記録票の回数の整合性チェックの強化として、以下の既存チェックの見直しと新規チェックの追加を行う。（詳細は、補足資料2「各種加算の算定回数の整合性チェックについて」を参照）

No	区分	チェック範囲		分類 ※1	算定回数に関するチェック内容	代表的なエラーコード	チェック対象様式				
							請求書	請求明細書	相談支援	上限額管理	実績記録
1	受付審査	単一伝票	サービスコード、基本報酬、加算単位	変更	加算の算定要件として、例えば加算Bを算定するにあたって、加算Aの算定が必要となる加算について、「加算Bの回数が加算Aの回数以下であること（加算Aの回数≧加算Bの回数）」であることをチェックする。 現在、一部の加算に対してチェックを行っているが、報酬告示を基に相関関係がある加算同士について、新しいチェックを追加する。 ※例：送迎加算（重度）と送迎加算の妥当性チェックを追加する　等	PA83　受付：療養食加算の算定可能回数を超えています		●			
2				変更	基本報酬と併せて算定が必要な加算（併給必須加算）について、「基本報酬の算定回数≧併給必須加算の算定回数」であることをチェックする。 現在、一部の加算に対してチェックを行っているが、報酬告示を基に相関関係がある報酬同士について、新たにチェックを追加する。	EK25　受付：サービス提供量が短期入所サービス費の回数を超過		●			
3				新規	サービスコード毎に1日1回算定する報酬について、「当該月の日数≧該当報酬の回数」であることをチェックする。 なお、サービスコードの範囲でチェックを行う。			●			
4	支給量審査	複数伝票	決定サービスコード単位	新規	請求明細書と実績記録票を比較し、基本報酬の算定回数とサービス提供回数が一致することをチェックする。			●			●
5				既存	請求明細書と実績記録票を比較し、加算の算定回数とサービス提供回数が一致することをチェックする。	PP11　支給量：送迎加算の回数が実績記録票と明細書で不一致		●			●

※1 「分類」の凡例は以下の通り
新規・・・・新しくチェックを追加
変更・・・・既存チェックの見直し
既存・・・・既存チェックから変更無し

（2）対象エラーコード

No	エラーコード	メッセージ	判定レベル
1	PP90	▲支給量：共同生活援助サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	警告（重度）
2	PP91	★支給量：生活介護サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	エラーに移行
3	PP92	★支給量：就労移行支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	エラーに移行
4	PP93	★支給量：就労継続支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	エラーに移行
5	PP94	▲支給量：施設入所支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	警告（重度）
6	PP95	▲支給量：宿泊型自立訓練サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	警告（重度）
7	PQ21	▲支給量：障害児入所支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	警告（重度）
8	PQ22	★支給量：児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	エラーに移行
9	PQ23	★支給量：医療型児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	エラーに移行
10	PQ24	★支給量：放課後等デイサービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	エラーに移行
11	PQ25	★支給量：保育所等訪問支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	エラーに移行

(3)その他(請求明細書内の回数の整合性チェックについて)

○本チェックに関連して、請求明細書内における基本報酬と加算、加算と関係する他の加算の回数の整合性チェックを新たに追加する。

○対象のエラーコードは、以下のとおり。

○なお、No1の「EF28」については各報酬の算定可能回数のチェックとなるため、新たなチェックではあるが、2018年4月に追加した段階で「エラー」とする。No2以降については、「エラー」への移行時期は第一段階とする。

No	エラーコード	メッセージ	判定レベル
1	EF28	受付:請求明細書の「回数」が当該月の日数を超えています	エラー
2	EK49	★受付:重度障害者支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
3	EK50	★受付:福祉専門職員配置等加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
4	EK51	★受付:視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
5	EK52	★受付:初期加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
6	EK53	★受付:食事提供体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
7	EK54	★受付:医療連携体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
8	EK55	★受付:人員配置体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
9	EK56	★受付:常勤看護職員等配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
10	EK57	★受付:リハビリテーション加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
11	EK58	★受付:延長支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
12	EK59	★受付:夜勤職員配置体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
13	EK60	★受付:夜間看護体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
14	EK61	★受付:入所時特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行

2. 新たなチェックの追加について

No	エラーコード	メッセージ	判定レベル
15	EK62	★受付:地域生活移行個別支援特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
16	EK63	★受付:栄養マネジメント加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
17	EK64	★受付:夜間支援等体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
18	EK65	★受付:日中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
19	EK66	★受付:通勤者生活支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
20	EK67	★受付:地域移行支援体制強化加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
21	EK68	★受付:看護職員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
22	EK69	★受付:短期滞在加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
23	EK70	★受付:就労支援関係研修修了加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
24	EK71	★受付:就労定着支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
25	EK72	★受付:移行準備支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
26	EK73	★受付:重度者支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
27	EK74	★受付:就労移行支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
28	EK75	★受付:施設外就労加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
29	EK76	★受付:目標工賃達成加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
30	EK77	★受付:目標工賃達成指導員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
31	EK78	★受付:短期利用加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
32	EK79	★受付:単独型加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
33	EK80	★受付:単独型加算(長時間)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
34	EK81	★受付:栄養士配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
35	EK82	★受付:特別重度支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
36	EK83	★受付:緊急短期入所体制確保加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
37	EK84	★受付:緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行

No	エラーコード	メッセージ	判定レベル
38	EK85	★受付：初回加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
39	EK86	★受付：集中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
40	EK87	★受付：退院・退所月加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
41	EK88	★受付：送迎加算（重度）の「回数」の合計が送迎加算の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
42	EK89	★受付：重度障害者支援加算（Ⅰ）（一定の条件を満たす場合）の「回数」の合計が重度障害者支援加算（Ⅰ）の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
43	EK90	★受付：重度障害者支援加算（Ⅱ）（夜間支援有り）の「回数」の合計が重度障害者支援加算（Ⅱ）（体制有り）の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
44	EK91	★受付：重度障害者支援加算（Ⅱ）（90日以内）の「回数」の合計が重度障害者支援加算（Ⅱ）（夜間支援有り）の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
45	EK92	★受付：地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）の「回数」の合計が地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
46	EK93	★受付：重度障害者支援加算（一定の条件を満たす場合）の「回数」の合計が重度障害者支援加算の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
47	EK94	★受付：単独型加算（一定の条件を満たす場合）の「回数」の合計が単独型加算の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
48	EK95	★受付：児童発達支援管理責任者専任加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
49	EK96	★受付：食事提供加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
50	EK97	★受付：人工内耳装用児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
51	EK98	★受付：指導員加配加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
52	EK99	★受付：特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
53	EQ01	★受付：保育職員加配加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
54	EQ02	★受付：職業指導員加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
55	EQ03	★受付：重度障害児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
56	EQ04	★受付：重度重複障害児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
57	EQ05	★受付：強度行動障害児特別支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
58	EQ06	★受付：幼児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
59	EQ07	★受付：心理担当職員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
60	EQ08	★受付：看護師配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行

2. 新たなチェックの追加について

No	エラーコード	メッセージ	判定レベル
61	EQ09	★受付：自活訓練加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
62	EQ10	★受付：小規模グループケア加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
63	EQ11	★受付：乳幼児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
64	EQ12	★受付：重度障害児支援加算（強度行動障害）の「回数」の合計が重度障害児支援加算の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
65	EQ13	★受付：強度行動障害児特別支援加算（90日以内）の「回数」の合計が強度行動障害児特別支援加算の「回数」の合計を超えています	エラーに移行
66	PB76	★受付：精神障害者退院支援施設加算の「回数」の合計が当該月の日数を超えています	エラーに移行

③同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック

（1）追加内容

○同一受給者が同一日・同一利用時間帯に複数のサービスを利用していないことをチェックする。

○当該チェックは、サービス提供実績記録票を基に、「障害福祉サービス」と「障害児支援」のそれぞれの制度内でのサービス間で実施する。

○サービス分類毎の重複サービス利用チェックの単位は、以下のとおり。

時間 ： サービス提供時間が重複していないことをチェックする。

日　 ： サービス提供日が重複していないことをチェックする。

＜障害福祉サービス＞

サービス分類	訪問系	日中活動系	入所系
訪問系サービス	時間	時間(※1)	ー(※2)
日中活動系サービス	時間(※1)	日	ー(※3)
入所系サービス	ー(※2)	ー(※3)	日

＜障害児支援＞

サービス分類	訪問系	日中活動系	入所系
訪問系サービス			
日中活動系サービス		日	ー(※3)
入所系サービス		ー(※3)	日

※1　「日中活動系サービス」で時間の入力が必要無い様式種別については、重複サービス利用チェックの対象外とする。

※2　同一日に、午前は「訪問系」のサービス提供を受け、午後は「入所系」のサービス提供を受けるケースがあるため、重複チェックの対象外とする。
例：午前は「重度訪問介護」のサービス提供を受け、午後は「共同生活援助」のサービス提供を受ける　等

※3　同一日に、午前は「日中活動系」のサービス提供を受け、午後は「入所系」のサービス提供を受けるケースがあるため、重複チェックの対象外とする。
例：午前は「生活介護」のサービス提供を受け、午後は「施設入所支援」のサービス提供を受ける　等

■チェック対象の実績記録票は、以下のとおり。

＜訪問系サービスの実績記録票＞

区分	様式種別番号	様式名	備考
障害福祉	0101	居宅介護サービス提供実績記録票	
	0201	行動援護サービス提供実績記録票	
	0301	重度訪問介護サービス提供実績記録票	
	1802	共同生活援助サービス実績記録票	
	1901	同行援護サービス提供実績記録票	

＜日中活動系サービスの実績記録票＞

区分	様式種別番号	様式名	備考
障害福祉	0701	生活介護サービス提供実績記録票	
	1301	自立訓練（機能訓練）サービス提供実績記録票	
	1401	自立訓練（生活訓練）サービス提供実績記録票	
	1601	就労移行支援実績記録票	
	1701	就労継続支援実績記録票	
障害児支援	0301	児童発達支援提供実績記録票	
	0401	医療型児童発達支援提供実績記録票	
	0501	放課後等デイサービス提供実績記録票	
	0601	保育所等訪問支援提供実績記録票	開始時間、終了時間の項目なし

＜入所系サービスの実績記録票＞

区分	様式種別番号	様式名	備考
障害福祉	0901	施設入所支援提供実績記録票	
	1501	宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票	
	1801	共同生活援助サービス実績記録票	
障害児支援	0101	障害児入所支援提供実績記録票	

（2）対象エラーコード

No	エラーコード	メッセージ	判定レベル
1	PP96	▲支給量：居宅介護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で3人を超えています	警告（重度）
2	PP97	▲支給量：居宅介護サービスの実績記録票の「サービス内容」に対し、他事業所で同一サービス提供時間で重複できないサービスが算定されています	警告（重度）
3	PP98	▲支給量：他の行動援護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	警告（重度）
4	PP99	▲支給量：他の重度訪問介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	警告（重度）
5	PQ01	▲支給量：他の共同生活援助サービス（外部サービス利用型）と実績記録票のサービス提供時間が重複しています	警告（重度）
6	PQ02	▲支給量：他の同行援護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	警告（重度）
7	PQ03	▲支給量：行動援護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で3人を超えています	警告（重度）
8	PQ04	▲支給量：他の居宅介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	警告（重度）
9	PQ05	▲支給量：重度訪問介護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で3人を超えています	警告（重度）
10	PQ06	▲支給量：同行援護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で3人を超えています	警告（重度）
11	PQ07	▲支給量：他の生活介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	警告（重度）
12	PQ08	▲支給量：他の自立訓練（機能訓練）サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	警告（重度）
13	PQ09	▲支給量：他の自立訓練（生活訓練）サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	警告（重度）
14	PQ10	▲支給量：他の就労移行支援と実績記録票のサービス提供時間が重複しています	警告（重度）
15	PQ11	▲支給量：他の就労継続支援と実績記録票のサービス提供時間が重複しています	警告（重度）
16	PQ12	▲支給量：同じ日付に他の生活介護サービスの提供実績が存在しています	警告（重度）
17	PQ13	▲支給量：同じ日付に他の自立訓練（機能訓練）の提供実績が存在しています	警告（重度）
18	PQ14	▲支給量：同じ日付に他の自立訓練（生活訓練）の提供実績が存在しています	警告（重度）
19	PQ15	▲支給量：同じ日付に他の就労移行支援の提供実績が存在しています	警告（重度）
20	PQ16	▲支給量：同じ日付に他の就労継続支援の提供実績が存在しています	警告（重度）
21	PQ17	▲支給量：同じ日付に他の施設入所支援の提供実績が存在しています	警告（重度）
22	PQ18	▲支給量：同じ日付に他の宿泊型自立訓練サービスの提供実績が存在しています	警告（重度）
23	PQ19	▲支給量：同じ日付に他の共同生活援助サービスの提供実績が存在しています	警告（重度）
24	PQ26	▲支給量：同じ日付に他の児童発達支援サービスの提供実績が存在しています	警告（重度）

2. 新たなチェックの追加について

No	エラーコード	メッセージ	判定レベル
25	PQ27	▲支給量：同じ日付に他の医療型児童発達支援サービスの提供実績が存在しています	警告（重度）
26	PQ28	▲支給量：同じ日付に他の放課後等デイサービスの提供実績が存在しています	警告（重度）
27	PQ29	▲支給量：同じ日付に他の保育所等訪問支援サービスの提供実績が存在しています	警告（重度）
28	PQ30	▲支給量：同じ日付に他の障害児入所支援サービスの提供実績が存在しています	警告（重度）
29	PU51	▲受付：異なる「サービス内容」で「日付」及び利用時間帯が重複しています	警告（重度）

④上限額管理対象外受給者の利用者負担額のチェック

（1）追加内容

○上限額管理対象外の受給者に対して、複数事業所を利用している場合、利用者負担上限月額を超えていないことをチェックする。

○「上限額管理事業所・管理結果」が未設定の請求明細書を対象に、「決定利用者負担額の和≦利用者負担上限月額」であることをチェックする。

【参考：現在のチェックについて】
現在は「上限額管理事業所・管理結果」に設定がある場合、
「決定利用者負担額の和≦利用者負担上限月額」であることをチェックしている。

（2）対象エラーコード

No	エラーコード	メッセージ	判定レベル
1	PQ20	▲支給量：請求明細書の「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超えています	警告（重度）

⑤同一世帯における複数児童の上限額管理チェック

○同一世帯に障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合の上限額管理結果票を国保連合会にて受付できるようにし、請求明細書との整合性をチェックする。

○複数児童用の上限額管理結果票に関する請求様式（新規インタフェース）を追加する。ただし、既存（複数児童以外）の上限額管理結果票は、継続使用する。同一世帯における複数児童の上限額管理の運用イメージは、以下のとおり。

同一世帯における複数児童の上限額管理結果票と運用のイメージ

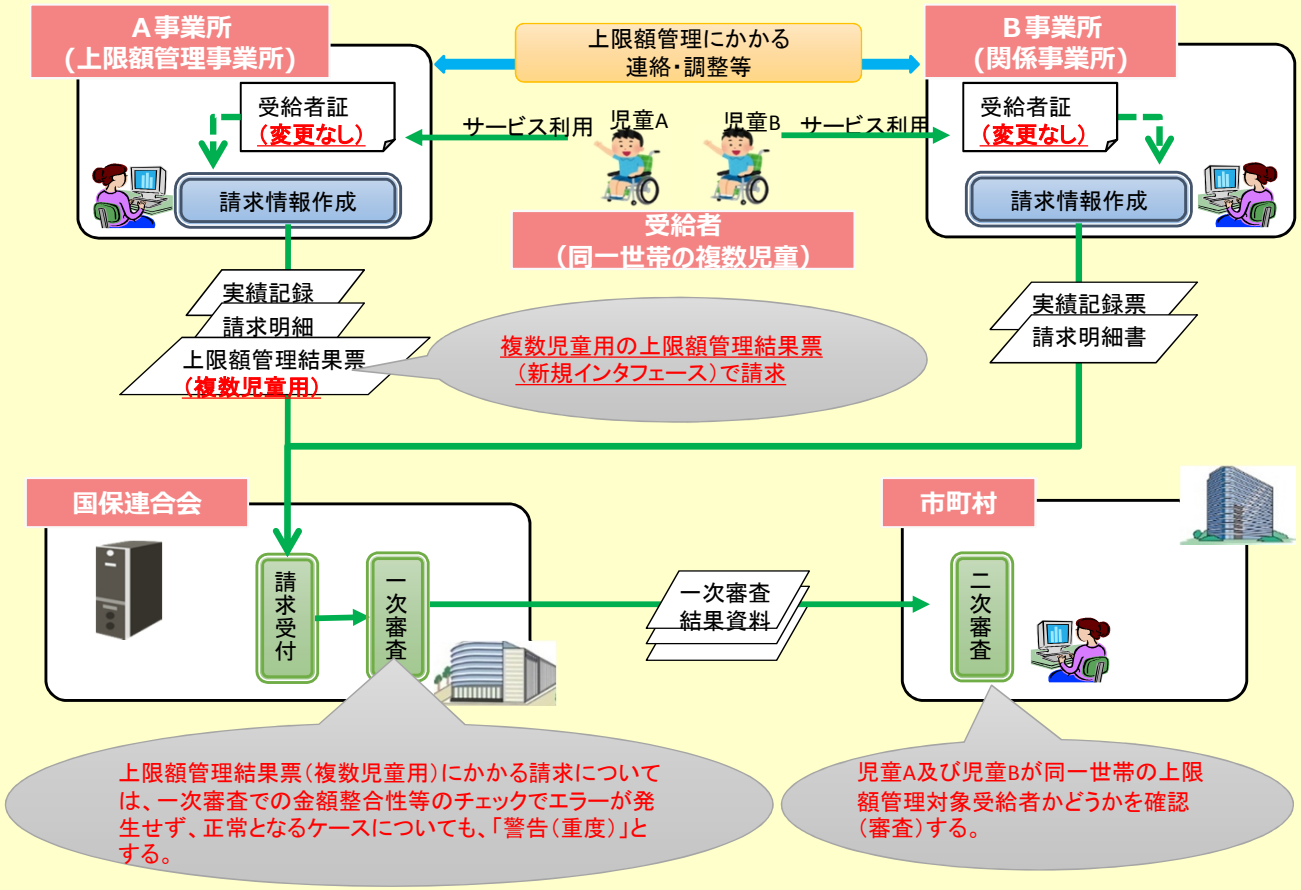

利用者負担上限額管理結果票（複数児童用）

平成　30　年　4月

市町村番号	991111
受給者証番号	9900000001
支給決定障害者等 氏　名	ｼﾞｭｷｭｳ　ﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	ｼﾞｭｷｭｳ　ｼﾞﾛｳ

管理事業者	
指定事業者番号	9910000011
事業者及びその事業所の名称	A事業所

利用者負担上限月額	9,300

情報作成区分	新規

利用者負担上限額管理結果	1

1　管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
2　利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
3　利用者負担額の合算額が、負担上限額を超過するため、下記のとおり調整した。

利用者負担額集計・調整欄						
項番	1	2				
事業所番号	9910000011	9910000012				
受給者証番号	9900000001	9900000002				
氏名カナ	ｼﾞｭｷｭｳ ｼﾞﾛｳ	ｼﾞｭｷｭｳ ﾊﾅｺ				
事業所名称	A事業所	B事業所				
総費用額	100,000	0				
利用者負担額	9,300	0				
管理結果後利用者負担額	9,300	0				

利用者負担額集計・調整欄						
項番						合計
事業所番号						
受給者証番号						
氏名カナ						
事業所名称						
総費用額						100,000
利用者負担額						9,300
管理結果後利用者負担額						9,300

上記内容について確認しました。

平成　　年　　月　　日

既存の利用者負担上限額管理結果票の様式に対して、「受給者証番号」、「氏名カナ」の項目を追加した様式レイアウトを想定。

2. 新たなチェックの追加について

〇国保連合会の一次審査では、上限額管理結果票（複数児童用）の明細に複数の受給者の情報が設定されている場合、同一世帯の上限額管理の対象と判断し、請求内容に対する金額の整合性等についてのみチェックを行う。
当該チェックは、運用面への影響を考え、受給者台帳（受給者証）への変更は行わない方法としているため、あくまでも請求内容を基に判断することになり、対象の受給者が同一世帯の上限額管理対象受給者かどうかの判断は行わない。

〇そのため、国保連合会の一次審査にて、上限額管理結果票（複数児童用）にかかる請求については一律「警告（重度）」とし、市町村での二次審査において、該当受給者が同一世帯の上限額管理対象受給者かどうかの確認（審査）を行う。

⑥計画相談支援給付費請求書等のモニタリング日チェック

○計画相談支援給付費請求書及び障害児相談支援給付費請求書について、決定支給期間に対するモニタリング日が妥当であることをチェックするため、既存のインタフェース「受給者異動連絡票情報（基本情報）」に従属する情報として、新たに「モニタリング情報」を追加する。

受給者異動連絡票情報ファイル構成イメージ

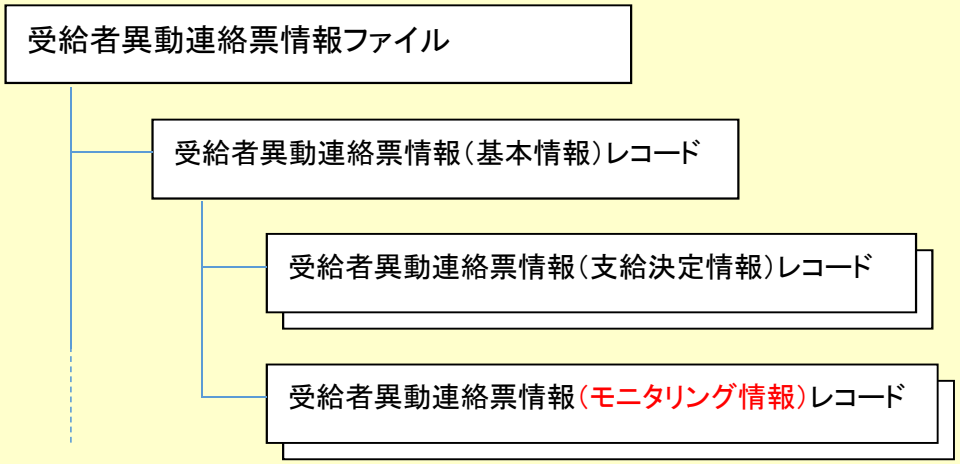

受給者異動連絡票情報（モニタリング情報）（E131）（案）

項番	項目名		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力（※1）	備考
1	交換情報識別番号		英数	4	当情報の内容を識別するための番号	◎	
2	異動年月日		コード値	8	受給者異動連絡票情報（モニタリング情報）に変更等が生じた年月（西暦年月(YYYYMM)）と連番（異動順）を設定する	◎	※2
3	異動区分コード		コード値	1	異動区分コードを設定する	◎	1:新規 2:変更 3:終了
4	異動事由		コード値	2	受給者異動連絡票情報（モニタリング情報）の異動事由を設定する	◎	
5	証記載市町村番号		コード値	6	受給者証記載の市町村番号を設定する	◎	
6	政令市市町村番号		コード値	6	政令市が受給者を行政区で分けて管理する場合のみ政令市の市町村番号を設定する	○	
7	受給者証番号		英数	10	受給者証番号を設定する	◎	
8	モニタリング対象年度		コード値	4	モニタリング対象の年度を設定する	◎	※3
9	モニタリング対象月	4月	コード値	1	モニタリング対象年度の4月におけるモニタリング予定の有無を設定する	◎	1:無し 2:有り
10		5月	コード値	1	モニタリング対象年度の5月におけるモニタリング予定の有無を設定する	◎	1:無し 2:有り
11		6月	コード値	1	モニタリング対象年度の6月におけるモニタリング予定の有無を設定する	◎	1:無し 2:有り
∫		…	…	…	…	…	…
20		3月	コード値	1	モニタリング対象年度の3月におけるモニタリング予定の有無を設定する	◎	1:無し 2:有り

※1：必須入力　◎：必須、○：決定内容により必須、△：任意設定、空白：不要
※2：異動年月には、平成30年4月（201804）以降の値を設定する。
※3：平成30年度（2018）以降の値を設定する。

○受給者異動連絡票情報の設定例

①:2018年度分モニタリング情報
②:2019年度分モニタリング情報
③:2020年度分モニタリング情報

（1）新規にモニタリング情報を作成する場合

・モニタリング情報の異動区分を、年度ごとのレコード単位で「1:新規」として作成する。
（2018年度は2ヶ月ごと、2019年度は3ヶ月ごとの予定とした場合）

E111(基本情報)

異動年月日	異動区分	計画相談支援有効期間	
		開始年月日	終了年月日
20180401	1(新規)	20180401	20200331

E131(モニタリング情報)

	異動年月日	異動区分	ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ対象年度	モニタリング対象月											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	20180401	1(新規)	2018	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
②	20180401	1(新規)	2019	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1

（2）新しい年度分のモニタリング情報を追加する場合

・異動区分は「1:新規」で追加する年度分のモニタリング情報のみを作成する。
（2020年度は4ヶ月ごとの予定とした場合）

E131(モニタリング情報)

	異動年月日	異動区分	ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ対象年度	モニタリング対象月											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	20180401	1(新規)	2018	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
②	20180401	1(新規)	2019	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
③	20180501	1(新規)	2020	2	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1

（3）モニタリング対象月を変更する場合

・異動区分は「2:変更」で変更するモニタリング情報のみを作成する。

（2018年9月より3ヶ月ごとの予定に変更した場合）

E131(モニタリング情報)

	異動年月日	異動区分	ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ対象年度	モニタリング対象月											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	20180401	1(新規)	2018	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
①	20180901	2(変更)	2018	2	1	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2

異動年月日の年月より前のモニタリング対象月の設定内容は、前履歴から変更不可とする

（4）受給資格喪失により基本情報が「終了」となる場合

・モニタリング情報の異動区分を「3:終了」で作成する。

（基本情報の「終了」年度以降の年度分のモニタリング情報は、訂正連絡票情報（訂正区分が削除）により削除する。）

E111(基本情報)

異動年月日	異動区分	計画相談支援有効期間	
		開始年月日	終了年月日
20180401	1(新規)	20180401	20200331
20190901	3(終了)	20180401	20190930

E131(モニタリング情報)

	異動年月日	異動区分	ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ対象年度	モニタリング対象月											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	20180401	1(新規)	2018	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
①	20180901	2(変更)	2018	2	1	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2
①	20190901	3(終了)	2018	2	1	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2
②	20180401	1(新規)	2019	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
②	20190901	3(終了)	2019	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
③	20180501	1(新規)	2020	2	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1

基本情報の終了年度より前であるため、この終了レコードは省略することも可能とする

計画相談支援有効期間の範囲外のモニタリング対象月は「１：無し」を設定する

基本情報の終了の翌年度以降分は、訂正連絡票で削除する

※モニタリング情報を用いた具体的なチェック内容は、今後検討する

３．警告からエラーへの移行について

3. 警告からエラーへの移行について

（1）研究会報告書の提言内容について

○研究会報告書では、事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、「警告」から「エラー」に移行する必要があるとされた。
なお、移行にあたっては、関係機関への影響を考え、段階的に移行する必要があるとされた。

○具体的には、第一段階は請求情報の整合性チェックについて「エラー（返戻）」へ移行した後、各種台帳情報との突合による整合性チェックについては、台帳情報の整備期間を十分に設けた上で移行することが考えられるとされた。

「警告」から「エラー（返戻）」への移行時期	移行対象	
第一段階	・各種請求情報の整合性チェック	137コード
第二段階	・各種台帳との整合性チェック	135コード

(2)移行対象エラーコードの見直し

○研究会報告書の提言を踏まえ、2018年度下期を第一段階、2019年度下期を第二段階として対象エラーコードについて、「エラー」への移行を行う。

○この内、第一段階での移行対象とされたエラーコード(137コード)について、移行に向けて検討を行ったところ、以下①から⑤に該当するエラーコードは、移行時期等の見直しが必要となった。
見直し内容の詳細については、次ページ以降に記載する。

No	分　類	移行時期		エラーコード件数
		見直し前	見直し後	
1	①チェック要件の見直しに伴い、システム対応が2018年度下期以降となるもの	第一段階	第二段階	6件
2	②台帳情報との整合性チェックに該当するもの	第一段階	第二段階	1件
3	③チェック要件の見直しが必要となり、より詳細な検討が必要となるもの	第一段階	第二段階	13件
4	④制度上、「エラー」とできないもの	第一段階	警告(重度)	6件
5	⑤既に台帳情報が整備されているもの	第二段階	第一段階	1件
合　計				27件

3. 警告からエラーへの移行について

＜第一段階→第二段階での移行に変更＞

①チェック要件の見直しに伴い、システム対応が2018年度下期以降となるもの

チェック要件の見直しに伴いチェックを細分化したチェックについて、システム対応が2018年度下期となるため、事業所への周知期間を考え、移行時期を第一段階から第二段階に変更する。

No	エラーコード	メッセージ	備考
1	PP88 （PP15）	※支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が届いていません	既存コードからの分岐
2	PP84 （PP70）	※支給量：請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票（様式18－1）が届いていません	
3	PP86 （PP71）	※支給量：請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票（様式18－2）が届いていません	
4	PP82 （PP01）	※支給量：上限額管理事業所で請求明細書の「上限額管理事業所・管理結果」が上限額管理結果票の「利用者負担上限額管理結果」と一致していません	
5	PP77 （PP12）	※支給量：上限額管理事業所における上限額管理結果票の「管理結果後利用者負担額」が明細書の「管理結果後利用者負担額」と一致していません	
6	PP75 （PP02）	※支給量：上限額管理事業所における上限額管理結果票の「利用者負担額」が請求明細書の「利用者負担額」と一致していません	

②台帳情報との整合性チェックに該当するもの

研究会報告書の提言では、各種台帳情報との整合性チェックを行っているエラーコードについては、第二段階で移行することとしており、以下のチェックについても対象であることが判明したため、移行時期を第一段階から第二段階に変更する。

No	エラーコード	メッセージ	備考
1	PB44	※資格：受給者が65歳以上ではない、または受給者台帳の「障害支援区分」が「区分4」以上ではありません	受給者台帳との整合性チェック

③チェック要件の見直しが必要となり、より詳細な検討が必要となるもの
現行のチェック要件では考慮が不足しているケースがあるため、移行にあたってはチェック要件を見直す必要があることから、移行時期を第一段階から第二段階に変更する。

No	エラーコード	メッセージ	備考
1	PP03	※支給量：請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定時間数の合計と一致していません	サービス提供実績記録票の算定時間が請求明細書より超過している場合と、過少である場合で切り分けが必要
2	PP11	※支給量：請求明細書の送迎加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績　送迎加算（回）」と一致していません	送迎のみ利用した場合を考慮したチェックに見直しが必要
3	EL57	※受付：実績記録票の「日付」が「利用開始日（年月日）」以前の請求は受付できません	入所系サービスについて、30日を超える入院後に再度入所系サービスを利用した上で入所児支援特別加算を算定した場合を考慮したチェックに見直しが必要
4	PB61	※受付：緊急短期入所受入加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要です	前月から継続して入所した後に退所し、再び同月に入退所を行った上で緊急短期入所受入加算を算定した場合を考慮したチェックに見直しが必要
5	PA81	※受付：短期利用加算を算定する場合、サービス提供年月がサービス開始年月日の年月と同月、またはその翌月であることが必要です	30日を超える入院後に再度短期利用加算を算定した場合を考慮したチェックに見直しが必要
6	EL14	※受付：請求明細書の「入院日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超えています	死亡等による月途中での退所を考慮したチェックに見直しが必要
7	EL15	※受付：請求明細書の「外泊日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超えています	
8	PT33	※受付：入院、または外泊時以外に、実績記録票の「入院・外泊時加算」が設定されています	
9	PT79	※受付：食事提供加算が算定されている日に訪問支援特別加算、欠席時対応加算、施設外支援、または移行準備支援体制加算が算定されています	欠席時対応加算、または訪問支援特別加算を算定している場合、同日に当該加算を算定することはできず、施設外支援、または移行準備支援体制加算、家庭連携加算とは同日に算定することもありえることを前提としたチェックに見直しが必要
10	PT46	※受付：入院、または外泊時に、「食事提供加算」が算定されています	
11	PT44	※受付：移行準備支援体制加算が算定されている日に食事提供加算、訪問支援特別加算、または欠席時対応加算が算定されています	訪問支援特別加算、または欠席時対応加算を算定するような状況で施設外支援は運用上ありえず、食事提供加算は施設外支援の日に算定することもありえることを前提としたチェックに見直しが必要
12	PU13	※受付：施設外支援が算定されている日に食事提供加算、訪問支援特別加算、または欠席時対応加算が算定されています	
13	EJ98	※受付：請求明細書の「管理結果」が「1」の場合、「管理結果額」が「利用者負担上限月額①」未満の請求はできません	複数児童の上限額管理を考慮したチェックに見直しが必要

＜第一段階→移行対象外に変更（警告（重度）に変更）＞

④制度上、「エラー」とできないもの

○「障害者自立支援給付支払等システムに係るＱ＆Ａ（※）」を踏まえ、以下のチェックについては、判定レベルを「エラー」から「警告（重度）」に変更する（移行対象外とする）。

No	エラーコード	メッセージ	備考
1	PP52	▲支給量：請求明細書の地域移行体験利用加算の「回数」の合計が実績記録票の地域移行体験利用加算の算定回数の合計と一致していません	エラー→警告（重度）に変更（移行対象外とする）
2	PP53	▲支給量：請求明細書の地域移行体験宿泊加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の地域移行体験宿泊加算Ⅰの算定回数の合計と一致していません	
3	PP54	▲支給量：請求明細書の地域移行体験宿泊加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の地域移行体験宿泊加算Ⅱの算定回数の合計と一致していません	

※2012年6月28日付事務連絡「【一部改正法に伴うシステム改修に係る事務連絡No.16】障害者自立支援給付支払等システムに係るＱ＆Ａについて」（別紙1のNo32）

【問】

地域移行支援において、同日に体験的な利用支援と体験的な宿泊支援を実施した場合、「地域移行支援提供実績記録票」の「サービス提供の状況」欄は一つしかないが、どのように設定すればよいか。

【答】

「サービス提供の状況」欄については、一つの支援に係る内容しか設定できないため、当該日における最初の支援内容を設定いただき、それ以外の支援内容については「備考」欄に記載いただきたい。

なお、国保連合会の点検において、「PP52（※支給量：体験利用加算の回数が実績記録票と明細書で不一致）」「PP53（※支給量：体験宿泊加算Ⅰの回数が実績記録票と明細書で不一致）」「PP54（※支給量：体験宿泊加算Ⅱの回数が実績記録票と明細書で不一致）」の警告が発生した場合は、市町村での審査において支払可否を確認いただきたい。

3. 警告からエラーへの移行について

〇サービス利用開始後に初期加算等を算定後、30日を超える入院後に再度サービスを利用した場合、当該加算は算定可能であることから、以下のチェックについては、判定レベルを「エラー」から「警告（重度）」に変更する（移行対象外とする）。

No	エラーコード	メッセージ	備考
4	PA60	▲受付：初期加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です	エラー→警告（重度）に変更（移行対象外とする）
5	PA61	▲受付：入所時特別支援加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です	

〇利用者が過去2月、当該指定居宅介護事業所等からサービスの提供を受けていない場合にも算定が可能であることから、以下のチェックについては、判定レベルを「エラー」から「警告（重度）」に変更する（移行対象外とする）。

No	エラーコード	メッセージ	備考
6	PA72	▲受付：初回加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要です	エラー→警告（重度）に変更（移行対象外とする）

＜第二段階→第一段階での移行に変更＞

⑤既に台帳情報が整備されているもの

研究会報告書では、各種台帳情報との整合性チェックを行っているエラーコードについては、台帳情報の整備期間が必要と考えられることから第二段階で移行することとされたところであるが、第二段階に対応するものの中に2018年4月時点で既に台帳情報が整備されているものが含まれていた。

ついては、台帳情報の整備期間を設ける必要はないと考えられるため、第二段階の対応から第一段階の対応に変更する。

No	エラーコード	メッセージ	備考
1	PB77 （PB48）	★受付：事業所台帳の「送迎加算の有無」が「有り」のため、送迎加算（Ⅰ）及び送迎加算（Ⅱ）は算定できません	事業所台帳との整合性チェック

(3)第一段階の移行対象エラーコード(まとめ)

○第一段階の移行対象エラーコードについて、見直し後の移行時期等別エラーコード数は、以下のとおり。

①研究会報告書のエラーコード数

移行時期等	エラーコード数
第一段階(2018年度下期)	137コード
第二段階	135コード
移行対象外 (警告または警告(重度))	―

②見直しによる増減

増減エラーコード数
―25コード
＋19コード
＋6コード

③見直し後の移行時期等別エラーコード数

移行時期	エラーコード数
第一段階(2018年下期)	116コード(※)
第二段階	154コード

次ページ参照

※ チェック要件の細分化で追加となった新規コード4件を含む

（4）第一段階の移行対象エラーコード（一覧）

〇第一段階の移行対象エラーコードは、以下のとおり。
※「発生件数」及び「返戻率」については、研究会報告書からの抜粋。
なお、チェック要件を細分化した新規エラーコードについては、基となるエラーコードの「発生件数」及び「返戻率」を、括弧書きで記載。

No	エラーコード	メッセージ ※	発生件数	返戻率
1	PU48（PS30）	★受付：「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしている明細が存在しています	（26,679）	（9.7%）
2	PU59（PS30）	★受付：「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過している明細が存在しています	（26,679）	（9.7%）
3	PU54（PS30）	★受付：「算定時間数」が算定できる最大の時間を超えています	（26,679）	（9.7%）
4	PU55（PS30）	★受付：「算定時間数」が算定できる最大の時間となっていますが「開始時間」と「終了時間」から算出した時間が算定できる最大の時間未満です	（26,679）	（9.7%）
5	PB77（PB48）	★受付：事業所台帳の「送迎加算の有無」が「有り」のため、送迎加算（Ⅰ）及び送迎加算（Ⅱ）は算定できません	（16,572）	（7.8%）
6	EL04	★受付：請求明細書の「終了年月日」に「サービス提供年月」以前、または以降の年月が設定されています	15,889	5.7%
7	EL07	★受付：請求明細書の「開始年月日」に「終了年月日」以降の年月日が設定されています	15,034	4.0%
8	PS48	★受付：実費算定の合計の「各小計　光熱水費（円）」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値と一致していません	11,917	7.3%
9	PS47	★受付：実費算定の合計の「各小計　食事（円）」が食費を算定した日の金額を合計した値と一致していません	7,284	10.8%
10	PS40	★受付：補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、光熱水費の単価の設定が必要です	6,197	4.3%
11	PP16	★支給量：請求明細書の「実費算定額」が実績記録票の実費算定の合計の「実費合計額（円）」と一致していません	6,042	4.7%
12	EL09	★受付：相談支援給付費請求書の「モニタリング日」が「サービス提供年月」と一致していません	4,689	31.1%
13	EL06	★受付：請求明細書の「契約終了年月日」に「サービス提供年月」以前の年月が設定されています	4,442	5.2%
14	EL03	★受付：請求明細書の「開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています	3,777	11.4%
15	PP28	★支給量：請求明細書の初期加算の「回数」の合計が実績記録票の初期加算の「当月算定日数（日）」と一致していません	3,440	9.4%

※エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる（次ページ以降も同様の整理）

3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ	発生件数	返戻率
16	PP22	★支給量：請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算（回）」と一致していません	2,624	20.2%
17	PP61	★支給量：請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の授業の終了後に行う場合の算定回数と一致していません	2,619	20.7%
18	PS39	★受付：補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、食費の単価の設定が必要です	2,103	14.5%
19	PP65	★支給量：請求明細書の夜間支援等体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算の算定回数と一致していません	2,043	9.4%
20	PP46	★支給量：請求明細書の欠席時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の欠席時対応加算の算定回数と一致していません	2,022	14.1%
21	PP62	★支給量：請求明細書の休業日に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の休業日に行う場合の算定回数と一致していません	1,898	16.6%
22	EL05	★受付：請求明細書の「契約開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています	1,771	17.2%
23	EE34	★受付：請求明細書の利用日数管理票の「原則日数の総和」が「対象期間（開始）」から「対象期間（終了）」の原則日数の合計を超えています	1,240	1.6%
24	PP39	★支給量：重度訪問介護の移動介護分の回数が実績記録票と請求明細書で一致していません	1,197	23.1%
25	EJ29	★受付：請求額集計欄の「サービス利用日数」の合計が「サービス開始日等・利用日数」を超えています	1,119	11.3%
26	EJ28	★受付：上限額管理結果票の項番1に上限額管理事業所以外が設定されています（相談支援事業所を除く）	1,068	0.0%
27	EL19	★受付：請求明細書の利用日数管理票の「対象期間（開始）」から「対象期間（終了）」の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません	1,005	4.2%
28	EE35	★受付：モニタリング日が設定されていません	919	44.1%
29	PS94	★受付：実績記録票の初期加算の「当月算定日数（日）」と「利用開始日（年月日）」及び「30日目（年月日）」の関係が不正です	917	13.6%
30	PP10	★支給量：請求明細書の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「合計　算定日数（日）」と一致していません	819	33.8%
31	PP51	★支給量：請求明細書の特定障害者特別給付費の「給付費請求額」の合計が助成上限額（10，000円）を超えています	680	28.5%
32	PA30	★受付：生活訓練サービスの利用期間に応じた請求ではありません	629	6.5%
33	PP24	★支給量：明細書の帰宅時支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算（回）（算定回数）」と一致していません	596	7.4%
34	EL12	★受付：請求明細書の「利用日数」「入院日数」「外泊日数」を合計した日数が当該月の日数を超えています	590	9.8%
35	PS56	★受付：実績記録票の初期加算の「30日目（年月日）」が「利用開始日（年月日）」から30日目の日付と一致していません	582	11.2%
36	EL56	★受付：請求明細書の「サービス提供年月」が利用日数管理票の対象期間外です	550	1.8%
37	PP64	★支給量：請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅱの算定回数と異なります	522	2.1%
38	PP38	★支給量：請求明細書の日中支援加算の「回数」の合計が実績記録票の日中支援加算の算定回数と一致していません	513	9.7%

3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ	発生件数	返戻率
39	EL54	★受付：実績記録票の「退所日（年月日）」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています	467	4.5%
40	PP23	★支給量：請求明細書の入院時支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の「入院時支援特別加算（回）（算定回数）」と一致していません	457	12.0%
41	PP13	★支給量：明細書の家庭連携加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績　家庭連携加算（回）（算定回数）」と一致していません	401	8.5%
42	PP41	★支給量：請求明細書の入院・外泊時加算の「回数」の合計が実績記録票の入院・外泊時加算の算定回数と一致していません	388	6.7%
43	PT47	★受付：実績記録票の訪問支援特別加算について、提供時間数と算定時間数の関係が不正、または欠席時対応加算と同一日に算定されています	325	22.8%
44	PP32	★支給量：請求明細書の入所時特別支援加算の「回数」の合計が実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数（日）」と一致していません	316	7.3%
45	PT38	★受付：入院時以外に、実績記録票の「入院時支援特別加算（サービス提供回数）」が設定されています	205	15.1%
46	PP18	★支給量：明細書の訪問支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算（回）（算定回数）」と一致してません	198	15.2%
47	PS64	★受付：実績記録票の提供実績の合計の「施設外支援　累計（日／180日）」が180日を超えています	197	2.5%
48	PP59	★支給量：請求明細書の地域移行の「回数」の合計が「1」以上の場合、実績記録票の「合計　算定日数（日）」は「2」以上であることが必要です	196	10.2%
49	PT80	★受付：「サービス提供の状況」が「欠席（欠席時対応加算）」の件数が算定可能回数を超えています	194	45.9%
50	PS49	★受付：実績記録票の「実費合計額（円）」が「各小計　食事（円）」と「各小計　光熱水費（円）」を合計した値と一致していません	141	1.4%
51	PP63	★支給量：請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅰの算定回数と一致していません	140	15.7%
52	PS51	★受付：実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数（日）」と「利用開始日（年月日）」及び「30日目（年月日）」の関係が不正です	135	15.6%
53	EL75	★受付：実績記録票の自立生活支援加算の「退居日」が「サービス提供年月」の翌月以降です	129	10.1%
54	PP56	★支給量：地域移行退院・退所月加算を算定する場合、実績記録票の地域移行加算の「退所日（年月日）」の設定が必要です	122	10.7%
55	PP30	★支給量：請求明細書の自立訓練の通所型の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「通所型（回）」と一致していません	119	32.8%
56	PS79	★受付：「その他サービス合計時間数」がサービス内容が「共同生活介護」、「共同生活援助」、「短期入所」以外の明細合計と一致していません	101	0.0%
57	PU37	★受付：重度包括の「共同生活援助合計日数」が明細欄の共同生活援助の提供日を合計した日数と一致していません	101	0.0%
58	PS75	★受付：実績記録票の重度包括の「実績単位数（単位）」が重度包括の「支給決定量（単位）」を超えています	92	0.0%
59	PS28	★受付：実績記録票の「開始時間」の形式が不正です	84	4.8%

3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ	発生件数	返戻率
60	PS33	★受付：実績記録票の「終了時間」の形式が不正です	83	4.8%
61	PT61	★受付：実績記録票の「家庭連携加算（算定時間数）」と「家庭連携加算（提供時間数）」の関係が不正です	83	16.9%
62	PB57	★受付：福祉専門職員等連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から90日以内の年月であることが必要です	82	36.6%
63	PP17	★支給量：請求明細書の地域移行加算の「回数」の合計が実績記録票の地域移行加算の算定回数と一致していません	81	11.1%
64	PP57	★支給量：請求明細書の緊急時支援の「回数」の合計が実績記録票の緊急時支援の算定回数の合計と一致していません	81	12.3%
65	PU57（PT30）	★受付：同じ「提供通番」で「移動」が「算定時間数」を超えています	（80）	（16.3%）
66	EL11	★受付：請求明細書の「利用日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超えています	70	10.0%
67	PT64	★受付：地域移行加算が算定されている日付が地域移行加算の「入所中算定日（年月日）」、または「退所後算定日（年月日）」と一致していません	67	22.4%
68	PP35	★支給量：請求明細書の自立訓練の訪問型（1時間以上）の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型　1時間以上（回）」と一致していません	63	9.5%
69	PS66	★受付：実績記録票の「訪問型　1時間未満（回）」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません	59	3.4%
70	PP25	★支給量：請求明細書の自立生活支援加算の「回数」の合計が実績記録票の自立生活支援加算の算定回数と一致していません	58	24.1%
71	PS67	★受付：実績記録票の「訪問型　1時間以上（回）」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません	58	3.4%
72	PS99	★受付：実績記録票の入所時特別支援加算の「30日目（年月日）」が「利用開始日（年月日）」から30日目の日付と一致していません	58	1.7%
73	PP26	★支給量：請求明細書の夜間支援体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援体制加算の算定回数と一致していません	55	0.0%
74	EE31	★受付：明細情報の「サービスコード」に該当する「サービス種類」が日数情報に存在していません	53	100.0%
75	PT31	★受付：実績記録票の重度包括の「適用単価」が既定の単価と一致していません	51	0.0%
76	PU50（PT34）	★受付：同じ「サービス内容」、「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています	（47）	（55.3%）
77	PU52（PT34）	★受付：同じ「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています	（47）	（55.3%）
78	PP36	★支給量：重度包括支援の単位数が実績記録票と請求明細書で一致していません	43	0.0%
79	PB58	★受付：行動障害支援連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から30日以内の年月であることが必要です	41	53.7%
80	PS90	★受付：実績記録票の提供実績の合計の「実績　家庭連携加算（回）（算定回数）」が算定可能回数を超えています	38	97.4%
81	EF21	★受付：集中支援加算と退院・退所月加算は同一月に算定できません	32	40.6%
82	PS88	★受付：実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算（回）（算定回数）」が算定可能回数を超えています	28	67.9%

3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ	発生件数	返戻率
83	PT26	★受付：実績記録票の提供実績の合計の「入院時支援特別加算（回）（算定回数）」が算定可能回数を超えています	22	86.4%
84	EL10	★受付：請求明細書の「利用日数」が当該月の日数を超えています	20	90.0%
85	PP55	★支給量：地域移行集中支援加算を算定する場合、実績記録票の「合計　算定日数（日）」が6日以上であることが必要です	19	31.6%
86	PJ64	★受付：有期有目的（91～181日目）の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から91～180日の年月であることが必要です	17	17.6%
87	PP34	★支給量：請求明細書の自立訓練の訪問型（1時間未満）の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型　1時間未満（回）」と一致していません	16	18.8%
88	PJ65	★受付：有期有目的（最初の90日）の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています	14	28.6%
89	PP48	★支給量：請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定回数の合計と一致していません	14	42.9%
90	PP68	★支給量：共同生活援助サービス提供実績記録票（様式18－2）に対応した共同生活援助サービス提供実績記録票（様式18－1）がありません	14	21.4%
91	EL21	★受付：地域移行加算の「入所中算定日（年月日）」が「サービス提供年月」と一致していません	13	46.2%
92	PU09	★受付：実績記録票の「送迎加算　復」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません	13	46.2%
93	PU36	★受付：自立生活支援加算を算定する場合、実績記録票の「日付」が「入所中算定日」、または「退所後算定日」と一致することが必要です	13	23.1%
94	PU08	★受付：実績記録票の「送迎加算　往」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません	12	33.3%
95	EL22	★受付：地域移行加算の「退所後算定日（年月日）」が「退所日（年月日）」以前、または30日を超えた日付となっています	11	45.5%
96	EL74	★受付：実績記録票の自立生活支援加算の「入居中算定日」の年月が「サービス提供年月」と一致していません	8	0.0%
97	PP69	★支給量：受託居宅サービスの提供日と同一日の提供実績が共同生活援助サービス提供実績記録票（様式18－1）にありません	8	0.0%
98	PS83	★受付：実績記録票の重度包括の「1日計」が同一日の重度包括の「単位数」を合計した値と一致していません	6	0.0%
99	EL72	★受付：実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が「退居日」より過去、または30日を超えた日付となっています	4	25.0%
100	PA33	★受付：移動介護加算の「回数」を合計した回数が当該月の日数を超えています	4	0.0%
101	PJ66	★受付：有期有目的（最初の90日）の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から90日目の年月以前であることが必要です	4	100.0%
102	PJ67	★受付：有期有目的（91日目から181日目）の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています	4	50.0%
103	PJ78	★受付：有期有目的（181日目以降）の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から181日目の年月以降であることが必要です	4	0.0%
104	PT27	★受付：実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算（回）（算定回数）」が算定可能回数を超えています	4	100.0%
105	EL23	★受付：「入院日数」が当該月の日数を超えています	3	33.3%
106	EL58	★受付：実績記録票の「退所後算定日（年月日）」が設定されている場合、「退所日（年月日）」の設定が必要です	3	33.3%

3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ	発生件数	返戻率
107	PJ68	★受付：有期有目的の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から180日目の年月以前であることが必要です	3	0.0%
108	PP31	★支給量：請求明細書の自活訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「自活訓練加算（回）」と一致していません	3	0.0%
109	PT55	★受付：補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、「補足給付額（円／日）」の設定が必要です	3	33.3%
110	EL20	★受付：地域移行加算の「入所中算定日（年月日）」が「退所日（年月日）」以降の日付となっています	1	0.0%
111	EL24	★受付：「外泊日数」が当該月の日数を超えています	1	0.0%
112	EL73	★受付：実績記録票の自立生活支援加算の「入居中算定日」が「退居日」を過ぎています	1	0.0%
113	EL76	★受付：実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が設定されている場合、「退居日」の設定が必要です	1	100.0%
114	PJ69	★受付：有期有目的（181日目）の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算して181日目から月末までの日数を超えています	1	0.0%
115	PU04	★受付：体験利用加算が算定可能回数を超えています	1	100.0%
116	PU05	★受付：体験宿泊加算が算定可能回数を超えています	1	100.0%

4. 警告区分の追加について

（1）警告区分の追加について

○国保連合会の一次審査において機械的に判断がつかないものについては、引き続き警告のままとする。
ただし、市町村等での審査を効率的に実施するため、返戻割合が高いもの等、市町村等において特に確認が必要となる警告を「警告（重度）」として区別する。

＜警告（重度）の基準＞

・市町村等の確認が必要と考えられるもの（特例措置があるもの）
・返戻率15%以上

○「警告（重度）」とし、市町村等の二次審査において特に確認が必要となるものは以下のとおり。

No	分　類	エラーコード件数
1	①報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるもの	15件
2	②複数事業所が関係する請求であり、どの請求が正しいか機械的に判断できないもの	36件
3	③サービス提供実績記録票に不備があり、支払可否を市町村で判断するもの	3件
4	④入院または外泊について、機械的に判断できないケースがあるもの	14件
合　計		68件

①報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるもの

（1）警告（重度）とする理由

〇報酬の算定ルール上、市町村の裁量となっているものについて、市町村等の二次審査において支払可否を判断する。

（2）対象エラーコード

No	エラーコード		メッセージ	発生件数	返戻率
	既存	新規			
1	EL30		▲受付：地域移行加算の「退所後算定日」と「退所日」に同日が設定されています	38	36.8%
2	EL63		▲受付：実績記録票の地域移行加算の「退所日」の年月が「サービス提供年月」と一致していません	40	10.0%
3	EL77		▲受付：実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が「退居日」と同日です	2	0.0%
4		PA72	▲受付：初回加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要です	8,184	8.4%
5		PB72	▲受付：事業所台帳の「夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数に満たない請求となっています	－	－
6	PU12		▲受付：提供実績の合計の「施設外支援　累計（日／180日）」が180日を超えています	46	15.2%
7		PU46	▲受付：サービス提供の間隔が2時間未満の場合、「提供通番」は同一番号の設定が必要です	－	－
8		PU51	▲受付：異なる「サービス内容」で「日付」及び利用時間帯が重複しています	－	－
9		PU58	▲受付：「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしていない明細が存在しています	－	－
10		PB78	▲受付：事業所台帳の「送迎加算の有無」が「Ⅱ」のため、送迎加算（Ⅰ）は算定できません	－	－
11		PB79	▲受付：事業所台帳の「送迎加算の有無」が「Ⅰ」のため、送迎加算（Ⅱ）は算定できません	－	－
12	PB53		▲受付：事業所台帳の「開所時間減算の有無」が「有り」のため、開所時間減算後の報酬の請求が必要です	33,155	1.8%
13	PB54		▲受付：事業所台帳の「開所時間減算区分」の登録内容に該当する請求ではありません	2,460	2.7%
14	PJ72		▲受付：障害児施設台帳の「開所時間減算の有無」が「有り」のため、開所時間減算後の報酬の請求が必要です	21,547	4.6%
15	PJ73		▲受付：障害児施設台帳の「開所時間減算区分」の登録内容に該当する請求ではありません	4,573	4.8%

②複数事業所が関係する請求であり、どの請求が正しいか機械的に判断できないもの

（1）警告（重度）とする理由

○複数事業所が関係する請求について、利用者負担上限額管理の内容誤りや決定支給量を超過している場合等、どの事業所の請求が誤っているのか機械的に判断することができないため、市町村等の二次審査において支払可否を判断する。

（2）対象エラーコード

No	エラーコード		メッセージ	発生件数	返戻率
	既存	新規			
1	EG26		▲資格：請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません	20,618	41.0%
2	EG37		▲資格：利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額」と一致していません	25,226	17.8%
3		PP74	▲支給量：関係事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません	－	－
4		PP76	▲支給量：関係事業所における上限額管理結果票の「利用者負担額」が請求明細書の「利用者負担額」と一致していません	－	－
5		PP78	▲支給量：関係事業所における上限額管理結果票の「管理結果後利用者負担額」が請求明細書の「管理結果後利用者負担額」と一致していません	－	－
6		PP81	▲支給量：請求明細書に該当する上限額管理結果票が上限額管理事業所より届いていません	－	－
7		PP83	▲支給量：関係事業所で請求明細書の「上限額管理事業所・管理結果」が上限額管理結果票の「利用者負担上限額管理結果」と一致していません	－	－
8		PP96	▲支給量：居宅介護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で3人を超えています	－	－
9		PP97	▲支給量：居宅介護サービスの実績記録票の「サービス内容」に対し、他事業所で同一サービス提供時間で重複できないサービスが算定されています	－	－
10		PP98	▲支給量：他の行動援護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	－	－
11		PP99	▲支給量：他の重度訪問介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	－	－
12		PQ01	▲支給量：他の共同生活援助サービス（外部サービス利用型）と実績記録票のサービス提供時間が重複しています	－	－

4. 警告区分の追加について

No	エラーコード		メッセージ	発生件数	返戻率
	既存	新規			
13		PQ02	▲支給量：他の同行援護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	－	－
14		PQ03	▲支給量：行動援護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で3人を超えています	－	－
15		PQ04	▲支給量：他の居宅介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	－	－
16		PQ05	▲支給量：重度訪問介護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で3人を超えています	－	－
17		PQ06	▲支給量：同行援護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で3人を超えています	－	－
18		PQ07	▲支給量：他の生活介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	－	－
19		PQ08	▲支給量：他の自立訓練（機能訓練）サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	－	－
20		PQ09	▲支給量：他の自立訓練（生活訓練）サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	－	－
21		PQ10	▲支給量：他の就労移行支援と実績記録票のサービス提供時間が重複しています	－	－
22		PQ11	▲支給量：他の就労継続支援と実績記録票のサービス提供時間が重複しています	－	－
23		PQ12	▲支給量：同じ日付に他の生活介護サービスの提供実績が存在しています	－	－
24		PQ13	▲支給量：同じ日付に他の自立訓練（機能訓練）の提供実績が存在しています	－	－
25		PQ14	▲支給量：同じ日付に他の自立訓練（生活訓練）の提供実績が存在しています	－	－
26		PQ15	▲支給量：同じ日付に他の就労移行支援の提供実績が存在しています	－	－
27		PQ16	▲支給量：同じ日付に他の就労継続支援の提供実績が存在しています	－	－
28		PQ17	▲支給量：同じ日付に他の施設入所支援の提供実績が存在しています	－	－
29		PQ18	▲支給量：同じ日付に他の宿泊型自立訓練サービスの提供実績が存在しています	－	－
30		PQ19	▲支給量：同じ日付に他の共同生活援助サービスの提供実績が存在しています	－	－
31		PQ20	▲支給量：請求明細書の「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超えています	－	－
32		PQ26	▲支給量：同じ日付に他の児童発達支援サービスの提供実績が存在しています	－	－
33		PQ27	▲支給量：同じ日付に他の医療型児童発達支援サービスの提供実績が存在しています	－	－
34		PQ28	▲支給量：同じ日付に他の放課後等デイサービスの提供実績が存在しています	－	－
35		PQ29	▲支給量：同じ日付に他の保育所等訪問支援サービスの提供実績が存在しています	－	－
36		PQ30	▲支給量：同じ日付に他の障害児入所支援サービスの提供実績が存在しています	－	－

③サービス提供実績記録票に不備があり、支払可否を市町村で判断するもの

（1）警告（重度）とする理由

〇請求明細書に対応するサービス提供実績記録票は提出されているが、国保連合会における受付審査、または資格審査においてサービス提供実績記録票が「エラー」となったものについて、市町村等においてエラーとなったサービス提供実績記録票の内容を確認し、支払可否を判断する。

（2）対象エラーコード

No	エラーコード		メッセージ	発生件数	返戻率
	既存	新規			
1		PP85	▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票（様式１８－１）が一次審査でエラーとなっています	－	－
2		PP87	▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票（様式１８－２）が一次審査でエラーとなっています	－	－
3		PP89	▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています	－	－

④入院または外泊について、機械的に判断できないケースがあるもの

（1）警告（重度）とする理由

○入院または外泊について、サービス提供実績記録票に連続して記載がされていた場合、途中で一度、施設等に戻ることがあったとしても、機械的には連続して入院または外泊していたものと判断することになるため、市町村等の二次審査において支払可否を判断する。

○サービス利用開始後に初期加算等を算定後、30日を超える入院後に再度サービスを利用した場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月の前月以前となるが、当該加算が可能であるため、市町村等の二次審査において支払可否を判断する。

（2）対象エラーコード

No	エラーコード		メッセージ	発生件数	返戻率
	既存	新規			
1	PS85		▲受付：実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、地域移行加算は算定できません	143	16.1%
2	PS86		▲受付：入院、または外泊時に、実費算定の「夕食」が設定されています	7,079	3.4%
3	PS87		▲受付：入院、または外泊時に、実費算定の「光熱水費」が設定されています	12,898	3.8%
4	PT39		▲受付：入院、または外泊時に、実績記録票の「自活訓練加算」が設定されています	19	15.8%
5	PT53		▲受付：入院、または外泊時に、「朝食」が算定されています	7,070	3.2%
6	PT54		▲受付：入院、または外泊時に、「昼食」が算定されています	7,005	3.2%
7	PU35		▲受付：実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、自立生活支援加算は算定できません	55	27.3%
8	PP66		▲支給量：入院、または外泊時に、受託居宅介護サービス費が算定されています	494	3.6%
9		PP90	▲支給量：共同生活援助サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	－	－
10		PP94	▲支給量：施設入所支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	－	－

4. 警告区分の追加について

No	エラーコード		メッセージ	発生件数	返戻率
	既存	新規			
11		PP95	▲支給量：宿泊型自立訓練サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	―	―
12		PQ21	▲支給量：障害児入所支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	―	―
13	PA60		▲受付：初期加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です	5,594	5.8%
14	PA61		▲受付：入所時特別支援加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です	3,870	3.9%

補足資料1

基準該当事業所における
報酬の算定要件チェックについて

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

○障害福祉サービス等にかかる報酬について、指定事業所及び基準該当事業所での算定可否は、以下のとおり。

＜抜粋＞

サービス種類	基本	加算	報酬名	事業所		エラーコード（朱書きは新規チェック）						
				指定	基準該当	PA35	PA93	PA26	PA63	PA14	新規チェック（指定）	新規チェック（基準）
11 居宅介護	●	－	居宅における身体介護	●	●							
	－	●	特定事業所加算	●	－							●

基本：基本報酬
加算：加算の報酬

指定　　：指定事業所で算定可能
基準該当：基準該当事業所で算定可能

既存チェックで実施している
エラーコード

新規チェック（指定）
：指定事業所においてチェックを追加
（指定事業所で算定不可）
新規チェック（基準）
：基準該当事業所においてチェックを追加
（基準該当事業所で算定不可）

【例】
・居宅介護の「居宅における身体介護」の報酬は、指定事業所と基準該当事業所共に算定可能であるため、新規チェックの対象外とする。
・居宅介護の「特定事業所加算」の報酬は、基準該当事業所では算定ができないため、新規チェックの対象となる。

＜障害福祉サービス＞

サービス種類	基本	加算	報酬名	事業所		エラーコード（朱書きは新規チェック）						
				指定	基準該当	PA35	PA93	PA26	PA63	PA14	新規チェック（指定）	新規チェック（基準）
11 居宅介護	●	－	居宅における身体介護	●	●							
	●	－	通院等介助（身体介護を伴う場合）	●	●							
	●	－	家事援助	●	●							
	●	－	通院等介助（身体介護を伴わない場合）	●	●							
	●	－	通院等乗降介助	●	●							
	－	●	特定事業所加算	●	－							●
	－	●	特別地域加算	●	●							
	－	●	緊急時対応加算	●	●							
	－	●	喀痰吸引等支援体制加算	●	●							
	－	●	初回加算	●	●							
	－	●	利用者負担上限額管理加算	●	－							●
	－	●	福祉専門職員等連携加算	●	●							
	－	●	福祉・介護職員処遇改善加算	●	●							
	－	●	福祉・介護職員処遇改善特別加算	●	●							

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

サービス種類		基本	加算	報酬名	事業所		エラーコード（朱書きは新規チェック）						
					指定	基準該当	PA35	PA93	PA26	PA63	PA14	新規チェック（指定）	新規チェック（基準）
12	重度訪問介護	●	－	重度訪問介護サービス費	●	●							
		－	●	移動介護加算	●	●							
		－	●	特定事業所加算	●	－							●
		－	●	特別地域加算	●	●							
		－	●	緊急時対応加算	●	●							
		－	●	喀痰吸引等支援体制加算	●	●							
		－	●	初回加算	●	●							
		－	●	利用者負担上限額管理加算	●	－							●
		－	●	行動障害支援連携加算	●	●							
		－	●	福祉・介護職員処遇改善加算	●	●							
		－	●	福祉・介護職員処遇改善特別加算	●	●							
13	行動援護	●	－	行動援護サービス費	●	●							
		－	●	特定事業所加算	●	－							●
		－	●	特別地域加算	●	●							
		－	●	緊急時対応加算	●	●							
		－	●	喀痰吸引等支援体制加算	●	●							
		－	●	行動障害支援指導連携加算	●	●							
		－	●	初回加算	●	●							
		－	●	利用者負担上限額管理加算	●	－							●
		－	●	福祉・介護職員処遇改善加算	●	●							
		－	●	福祉・介護職員処遇改善特別加算	●	●							
15	同行援護	●	－	身体介護を伴う場合	●	●							
		●	－	身体介護を伴わない場合	●	●							
		－	●	特定事業所加算	●	－							●
		－	●	特別地域加算	●	●							
		－	●	緊急時対応加算	●	●							
		－	●	喀痰吸引等支援体制加算	●	●							
		－	●	初回加算	●	●							
		－	●	利用者負担上限額管理加算	●	－							●
		－	●	福祉・介護職員処遇改善加算	●	●							
		－	●	福祉・介護職員処遇改善特別加算	●	●							

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

サービス種類		基本	加算	報酬名	事業所		エラーコード（朱書きは新規チェック）						
					指定	基準該当	PA35	PA93	PA26	PA63	PA14	新規チェック（指定）	新規チェック（基準）
22	生活介護	●	－	生活介護サービス費（定員20人以下、定員21人以上40人以下、定員41人以上60人以下、定員61人以上80人以下、定員81人以上）	●	－		●	●	●			●
		●	－	基準該当生活介護サービス費	－	●	●					●	
		－	●	人員配置体制加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	人員配置体制加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	人員配置体制加算（Ⅲ）	●	－							●
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	●	－							●
		－	●	常勤看護職員等配置加算	●	－							●
		－	●	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	●	－							●
		－	●	初期加算	●	－							●
		－	●	訪問支援特別加算	●	－							●
		－	●	欠席時対応加算	●	－							●
		－	●	リハビリテーション加算	●	－							●
		－	●	利用者負担上限額管理加算	●	－							●
		－	●	食事提供体制加算	●	●							
		－	●	延長支援加算	●	－							●
		－	●	送迎加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	送迎加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	送迎加算（一定の条件を満たす場合）	●	－							●
		－	●	障害者福祉サービスの体験利用支援加算	●	－							●
		－	●	福祉・介護職員処遇改善加算	●	●							
		－	●	福祉・介護職員処遇改善特別加算	●	●							

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

サービス種類		基本	加算	報酬名	事業所		エラーコード（朱書きは新規チェック）						
					指定	基準該当	PA35	PA93	PA26	PA63	PA14	新規チェック（指定）	新規チェック（基準）
24	短期入所	●	－	福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）	●	－		●	●	●			●
		●	－	福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）	●	－		●	●	●			●
		●	－	福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）	●	－		●	●	●			●
		●	－	福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）	●	－		●	●	●			●
		●	－	医療型短期入所サービス費（Ⅰ）	●	－		●	●	●			●
		●	－	医療型短期入所サービス費（Ⅱ）	●	－		●	●	●			●
		●	－	医療型短期入所サービス費（Ⅲ）	●	－		●	●	●			●
		●	－	医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）	●	－		●	●	●			●
		●	－	医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）	●	－		●	●	●			●
		●	－	医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）	●	－		●	●	●			●
		●	－	医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）	●	－		●	●	●			●
		●	－	医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）	●	－		●	●	●			●
		●	－	医療型特定短期入所サービス費（Ⅵ）	●	－		●	●	●			●
		●	－	基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）	－	●	●					●	
		●	－	基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）	－	●	●					●	
		－	●	短期利用加算	●	－							●
		－	●	重度障害者支援加算	●	－							●
		－	●	重度障害者支援加算（一定の条件を満たす場合）	●	－							●
		－	●	単独型加算	●	－							●
		－	●	医療連携体制加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	医療連携体制加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	医療連携体制加算（Ⅲ）	●	－							●
		－	●	医療連携体制加算（Ⅳ）	●	－							●
		－	●	栄養士配置加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	栄養士配置加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	利用者負担上限額管理加算	●	－							●
		－	●	食事提供体制加算	●	●							
		－	●	特別重度支援加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	特別重度支援加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	緊急短期入所体制確保加算	●	－							●
		－	●	緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	送迎加算	●	－							●
		－	●	福祉・介護職員処遇改善加算	●	●							
		－	●	福祉・介護職員処遇改善特別加算	●	●							

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

サービス種類		基本	加算	報酬名	事業所		エラーコード（朱書きは新規チェック）						
					指定	基準該当	PA35	PA93	PA26	PA63	PA14	新規チェック（指定）	新規チェック（基準）
41	自立訓練（機能訓練）	●	－	機能訓練サービス費（Ⅰ）	●	－		●	●	●	●		●
		●	－	機能訓練サービス費（Ⅱ） （1時間未満の場合、1時間以上の場合）	●	－		●	●	●	●		●
		●	－	機能訓練サービス費（Ⅱ） （視覚障害者に対する専門的訓練の場合）	●	－		●	●	●	●		●
		●	－	基準該当機能訓練サービス費	－	●	●					●	
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	●	－							●
		－	●	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	●	－							●
		－	●	初期加算	●	－							●
		－	●	欠席時対応加算	●	－							●
		－	●	リハビリテーション加算	●	－							●
		－	●	利用者負担上限額管理加算	●	－							●
		－	●	食事提供体制加算	●	●							
		－	●	送迎加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	送迎加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	障害福祉サービスの体験利用支援加算	●	－							●
		－	●	福祉・介護職員処遇改善加算	●	●							
		－	●	福祉・介護職員処遇改善特別加算	●	●							
42	自立訓練（生活訓練）	●	－	生活訓練サービス費（Ⅰ）	●	－		●	●	●	●		●
		●	－	生活訓練サービス費（Ⅱ）	●	－		●	●	●	●		●
		●	－	基準該当生活訓練サービス費	－	●	●					●	
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	●	－							●
		－	●	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	●	－							●
		－	●	初期加算	●	－							●
		－	●	欠席時対応加算	●	－							●
		－	●	医療連携体制加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	医療連携体制加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	医療連携体制加算（Ⅲ）	●	－							●
		－	●	医療連携体制加算（Ⅳ）	●	－							●
		－	●	短期滞在加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	短期滞在加算（Ⅱ）	●	－							●

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

サービス種類		基本	加算	報酬名	事業所		エラーコード（朱書きは新規チェック）						
					指定	基準該当	PA35	PA93	PA26	PA63	PA14	新規チェック（指定）	新規チェック（基準）
42	自立訓練（生活訓練）	－	●	精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	利用者負担上限額管理加算	●	－							●
		－	●	食事提供体制加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	食事提供体制加算（Ⅱ）	●	●							
		－	●	看護職員配置加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	送迎加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	送迎加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	障害福祉サービスの体験利用支援加算	●	－							●
		－	●	福祉・介護職員処遇改善加算	●	●							
		－	●	福祉・介護職員処遇改善特別加算	●	●							
46	就労継続支援B型	●	－	就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）	●	－		●	●	●			●
		●	－	就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）	●	－		●	●	●			●
		●	－	基準該当就労継続支援B型サービス費	－	●	●			●		●	
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	●	－							●
		－	●	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	●	－							●
		－	●	重度者支援体制加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	重度者支援体制加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	初期加算	●	●							
		－	●	訪問支援特別加算	●	－							●
		－	●	欠席時対応加算	●	●							
		－	●	就労移行支援体制加算	●	－							●
		－	●	目標工賃達成加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	目標工賃達成加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	目標工賃達成加算（Ⅲ）	●	－							●
		－	●	目標工賃達成指導員配置加算	●	－							●
		－	●	施設外就労加算	●	－							●
		－	●	医療連携体制加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	医療連携体制加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	医療連携体制加算（Ⅲ）	●	－							●
		－	●	医療連携体制加算（Ⅳ）	●	－							●
		－	●	利用者負担上限額管理加算	●	－							●
		－	●	食事提供体制加算	●	●							

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

サービス種類		基本	加算	報酬名	事業所		エラーコード（朱書きは新規チェック）						
					指定	基準該当	PA35	PA93	PA26	PA63	PA14	新規チェック（指定）	新規チェック（基準）
46	就労継続支援B型	－	●	送迎加算（Ⅰ）	●	－							●
		－	●	送迎加算（Ⅱ）	●	－							●
		－	●	障害福祉サービスの体験利用支援加算	●	－							●
		－	●	福祉・介護職員処遇改善加算	●	●							
		－	●	福祉・介護職員処遇改善特別加算	●	●							
52	計画相談支援	●	－	サービス利用支援費	●	●							
		●	－	継続サービス利用支援費	●	●							
		－	●	特別地域加算	●	●							
		－	●	利用者負担上限額管理加算	●	－							●
		－	●	特定事業所加算	●	－							●

＜エラーコード一覧＞

エラーコード	メッセージ	判定レベル
PA35	受付：基準該当事業所ではありません	エラー
PA93	受付：基準該当のサービスコードではありません	エラー
PA26	※受付：事業所台帳の「利用定員超過による減算の有無」が「有り」のため、定員超過による減算後の報酬の請求が必要です	警告
PA63	受付：事業所台帳の「職員欠如による減算の有無」が「有り」のため、人員欠如減算後の報酬の請求が必要です	エラー
PA14	受付：事業所台帳の「標準利用期間超過減算の有無」が「有り」のため、標準利用期間超過減算後の報酬の請求が必要です	エラー

※1　新規チェックのエラーコードは「2. 新たなチェックの追加について」の「①基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック」を参照
※2　「PA35」及び「PA93」のエラーコードは、新規チェック追加に伴い、廃止となる。

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

＜障害児支援＞

サービス種類		基本	加算	報酬名	事業所 指定	事業所 基準該当	新規チェック（指定）	新規チェック（基準）
61	児童発達支援	●	－	児童発達支援センターで行う場合（障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合）	●	－		●
		●	－	児童発達支援センターで行う場合（難聴児の場合）	●	－		●
		●	－	児童発達支援センターで行う場合（重症心身障害児の場合）	●	－		●
		●	－	児童発達支援センター以外で行う場合（障害児（重症心身障害児を除く）の場合）	●	●		
		●	－	児童発達支援センター以外で行う場合（重症心身障害児の場合）	●	●		
		－	●	児童発達支援管理責任者専任加算	●	●		
		－	●	人工内耳装用児支援加算	●	－		●
		－	●	指導員加配加算（指導員を配置する場合）	●	－		●
		－	●	指導員加配加算（児童指導員等を配置する場合）	●	－		●
		－	●	家庭連携加算	●	●		
		－	●	事業所内相談支援加算	●	●		
		－	●	訪問支援特別加算	●	●		
		－	●	食事提供加算（Ⅰ）	●	－		●
		－	●	食事提供加算（Ⅱ）	●	－		●
		－	●	利用者負担上限額管理加算	●	－		●
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	●	－		●
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	●	－		●
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	●	－		●
		－	●	栄養士配置加算（Ⅰ）	●	－		●
		－	●	栄養士配置加算（Ⅱ）	●	－		●
		－	●	欠席時対応加算	●	●		
		－	●	特別支援加算	●	－		●
		－	●	医療連携体制加算（Ⅰ）	●	●		
		－	●	医療連携体制加算（Ⅱ）	●	●		
		－	●	医療連携体制加算（Ⅲ）	●	●		
		－	●	医療連携体制加算（Ⅳ）	●	●		
		－	●	送迎加算（障害児（重症心身障害児を除く）の場合）	●	●		
		－	●	送迎加算（重症心身障害児の場合）	●	－		●
		－	●	延長支援加算	●	●		
		－	●	関係機関連携加算（Ⅰ）	●	●		
		－	●	関係機関連携加算（Ⅱ）	●	●		

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

サービス種類		基本	加算	報酬名	事業所		新規チェック（指定）	新規チェック（基準）
					指定	基準該当		
61	児童発達支援	－	●	福祉・介護職員処遇改善加算	●	●		
		－	●	福祉・介護職員処遇改善特別加算	●	●		
63	放課後等デイサービス	●	－	障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合	●	●		
		●	－	障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合	●	●		
		●	－	重症心身障害児に授業終了後に行う場合	●	●		
		●	－	重症心身障害児に休業日に行う場合	●	●		
		－	●	児童発達支援管理責任者専任加算	●	●		
		－	●	指導員加配加算（指導員を配置する場合）	●	－		●
		－	●	指導員加配加算（児童指導員等を配置する場合）	●	－		●
		－	●	家庭連携加算	●	●		
		－	●	事業所内相談支援加算	●	●		
		－	●	訪問支援特別加算	●	●		
		－	●	利用者負担上限額管理加算	●	－		●
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	●	－		●
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	●	－		●
		－	●	福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	●	－		●
		－	●	欠席時対応加算	●	●		
		－	●	特別支援加算	●	－		●
		－	●	医療連携体制加算（Ⅰ）	●	●		
		－	●	医療連携体制加算（Ⅱ）	●	●		
		－	●	医療連携体制加算（Ⅲ）	●	●		
		－	●	医療連携体制加算（Ⅳ）	●	●		
		－	●	送迎加算（障害児（重症心身障害児を除く）の場合）	●	●		
		－	●	送迎加算（重症心身障害児の場合）	●	－		●
		－	●	延長支援加算	●	●		
		－	●	関係機関連携加算（Ⅰ）	●	●		
		－	●	関係機関連携加算（Ⅱ）	●	●		
		－	●	福祉・介護職員処遇改善加算	●	●		
		－	●	福祉・介護職員処遇改善特別加算	●	●		

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

サービス種類		基本	加算	報酬名	事業所		新規チェック（指定）	新規チェック（基準）
					指定	基準該当		
55	障害児相談支援	●	ー	障害児支援利用援助費	●	●		
		●	ー	継続障害児支援利用援助費	●	●		
		ー	●	特別地域加算	●	●		
		ー	●	利用者負担上限管理加算	●	ー		●
		ー	●	初回加算	●	ー		●
		ー	●	特定事業所加算	●	ー		●

※新規チェックのエラーコードは「2. 新たなチェックの追加について」の「①基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック」を参照

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

＜サービス提供実績記録票でチェックを行う項目＞

様式		レコード種別		項目名称	基準該当事業所では使用できない項目	新規チェック対象
		基本	明細			
0101	居宅介護サービス提供実績記録票情報	●	－	合計1・内訳 100%	－	
		●	－	合計1・内訳 70%	－	
		●	－	合計1・内訳 重訪	－	
		●	－	合計1・合計 算定時間数計	－	
		●	－	合計2・内訳 100%	－	
		●	－	合計2・内訳 70%	－	
		●	－	合計2・内訳 重訪	－	
		●	－	合計2・合計 算定時間数計	－	
		●	－	合計3・内訳 100%	－	
		●	－	合計3・内訳 90%	－	
		●	－	合計3・合計 算定時間数計	－	
		●	－	合計4・内訳 100%	－	
		●	－	合計4・内訳 90%	－	
		●	－	合計4・合計 算定時間数計	－	
		●	－	合計5・内訳 100%	－	
		●	－	合計5・内訳 90%	－	
		●	－	合計5・合計 算定時間数計	－	
		－	●	サービス提供回数	－	
		－	●	サービス内容	－	
		－	●	ヘルパー資格	－	
		－	●	運転フラグ	－	
		－	●	開始時間	－	
		－	●	終了時間	－	
		－	●	算定時間数	－	
		－	●	乗降（回数）	－	
		－	●	派遣人数	－	
		－	●	前月からの継続サービス	－	
		－	●	備考	－	

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

様式		レコード種別		項目名称	基準該当事業所では使用できない項目	新規チェック対象
		基本	明細			
0201	行動援護サービス提供実績記録票	●	－	合計1・合計 算定時間数計	－	
		－	●	サービス提供回数	－	
		－	●	開始時間	－	
		－	●	終了時間	－	
		－	●	算定時間数	－	
		－	●	派遣人数	－	
		－	●	備考	－	
0301	重度訪問介護サービス提供実績記録票	●	－	合計1・合計 算定時間数計	－	
		●	－	提供実績の合計・算定 移動介護分	－	
		－	●	サービス提供回数	－	
		－	●	開始時間	－	
		－	●	終了時間	－	
		－	●	算定時間数	－	
		－	●	移動	－	
		－	●	派遣人数	－	
		－	●	備考	－	
0601	短期入所サービス提供実績記録票	●	－	提供実績の合計・実績 送迎加算（回）	●	
		●	－	提供実績の合計・合計 算定日数（日）	－	
		●	－	提供実績の合計・食事提供加算（回）	－	
		－	●	送迎加算 往	●	●
		－	●	送迎加算 復	●	●
		－	●	食事提供加算	－	
		－	●	備考	－	
		－	●	算定日数	－	
0701	生活介護サービス提供実績記録票	●	－	提供実績の合計・実績 送迎加算（回）	●	
		●	－	提供実績の合計・食事提供加算（回）	－	
		●	－	提供実績の合計・ 訪問支援特別加算（回） （サービス提供回数）	●	
		●	－	提供実績の合計・ 訪問支援特別加算（回） （算定回数）	●	
		●	－	初期加算・利用開始日（年月日）	●	●
		●	－	初期加算・30日目（年月日）	●	●
		●	－	初期加算・当月算定日数（日）	●	●

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

様式		レコード種別		項目名称	基準該当事業所では使用できない項目	新規チェック対象
		基本	明細			
0701	生活介護サービス提供実績記録票	－	●	開始時間	－	
		－	●	終了時間	－	
		－	●	送迎加算 往	●	●
		－	●	送迎加算 復	●	●
		－	●	訪問支援特別加算 （サービス提供時間数）	●	●
		－	●	訪問支援特別加算 （算定時間数）	●	●
		－	●	食事提供加算	－	
		－	●	備考	－	
		－	●	サービス提供の状況	●	●
1301	自立訓練（機能訓練）サービス提供実績記録票	●	－	提供実績の合計・実績 送迎加算（回）	●	
		●	－	提供実績の合計・通所型（回）	－	
		●	－	提供実績の合計・訪問型 1時間未満（回）	－	
		●	－	提供実績の合計・訪問型 1時間以上（回）	－	
		●	－	提供実績の合計・食事提供加算（回）	－	
		●	－	初期加算・利用開始日（年月日）	●	●
		●	－	初期加算・30日目（年月日）	●	●
		●	－	初期加算・当月算定日数（日）	●	●
		－	●	開始時間	－	
		－	●	終了時間	－	
		－	●	送迎加算 往	●	●
		－	●	送迎加算 復	●	●
		－	●	食事提供加算	－	
		－	●	提供形態	－	
		－	●	備考	－	
		－	●	サービス提供の状況	●	●
		－	●	自立訓練 訪問型時間数	－	
1401	自立訓練（生活訓練）サービス提供実績記録票	●	－	提供実績の合計・実績 送迎加算（回）	●	
		●	－	提供実績の合計・通所型（回）	－	
		●	－	提供実績の合計・訪問型 1時間未満（回）	－	
		●	－	提供実績の合計・訪問型 1時間以上（回）	－	
		●	－	提供実績の合計・短期滞在加算（回）	●	
		●	－	提供実績の合計・食事提供加算（回）	－	
		●	－	初期加算・利用開始日（年月日）	●	●
		●	－	初期加算・30日目（年月日）	●	●
		●	－	初期加算・当月算定日数（日）	●	●

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

様式		レコード種別		項目名称	基準該当事業所では使用できない項目	新規チェック対象
		基本	明細			
1401	自立訓練（生活訓練）サービス提供実績記録票	－	●	開始時間	－	
		－	●	終了時間	－	
		－	●	送迎加算 往	●	●
		－	●	送迎加算 復	●	●
		－	●	短期滞在加算	●	●
		－	●	食事提供加算	－	
		－	●	提供形態	－	
		－	●	備考	－	
		－	●	サービス提供の状況	●	●
		－	●	自立訓練 訪問型時間数	－	
1701	就労継続支援実績記録票	●	－	提供実績の合計・実績 送迎加算（回）	●	
		●	－	提供実績の合計・食事提供加算（回）	－	
		●	－	提供実績の合計・訪問支援特別加算（回）（サービス提供回数）	●	
		●	－	提供実績の合計・訪問支援特別加算（回）（算定回数）	●	
		●	－	施設外支援 当月（日）	－	
		●	－	施設外支援 累計（日／180日）	－	
		●	－	初期加算・利用開始日（年月日）	－	
		●	－	初期加算・30日目（年月日）	－	
		●	－	初期加算・当月算定日数（日）	－	
		－	●	開始時間	－	
		－	●	終了時間	－	
		－	●	送迎加算 往	●	●
		－	●	送迎加算 復	●	●
		－	●	訪問支援特別加算 （サービス提供時間数）	●	●
		－	●	訪問支援特別加算 （算定時間数）	●	●
		－	●	施設外支援	－	
		－	●	食事提供加算	－	
		－	●	備考	－	
		－	●	サービス提供の状況	－	

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

様式		レコード種別		項目名称	基準該当事業所では使用できない項目	新規チェック対象
		基本	明細			
1901	同行援護サービス提供実績記録票	●	－	合計2・内訳 100%	－	
		●	－	合計2・内訳 70%	－	
		●	－	合計2・合計 算定時間数計	－	
		●	－	合計4・内訳 100%	－	
		●	－	合計4・内訳 90%	－	
		●	－	合計4・合計 算定時間数計	－	
		－	●	サービス提供回数	－	
		－	●	サービス内容	－	
		－	●	ヘルパー資格	－	
		－	●	運転フラグ	－	
		－	●	開始時間	－	
		－	●	終了時間	－	
		－	●	算定時間数	－	
		－	●	派遣人数	－	
		－	●	前月からの継続サービス	－	
		－	●	備考	－	

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

様式		レコード種別		項目名称	基準該当事業所では使用できない項目※	新規チェック対象
		基本	明細			
0301	児童発達支援提供実績記録票	●	－	提供実績の合計・実績 送迎加算（回）	▲	
		●	－	提供実績の合計・実績 家庭連携加算（回）（サービス提供回数）	－	
		●	－	提供実績の合計・実績 家庭連携加算（回）（算定回数）	－	
		●	－	提供実績の合計・食事提供加算（回）	－	
		●	－	提供実績の合計・訪問支援特別加算（回）（サービス提供回数）	－	
		●	－	提供実績の合計・訪問支援特別加算（回）（算定回数）	－	
		－	●	開始時間	－	
		－	●	終了時間	－	
		－	●	送迎加算 往	▲	
		－	●	送迎加算 復	▲	
		－	●	家庭連携加算（サービス提供時間数）	－	
		－	●	家庭連携加算（算定時間数）	－	
		－	●	訪問支援特別加算（サービス提供時間数）	－	
		－	●	訪問支援特別加算（算定時間数）	－	
		－	●	食事提供加算	●	●
		－	●	備考	－	
		－	●	サービス提供の状況	－	

※「基準該当事業所でサービス利用できない項目」が▲の項目は、設定値では基準該当事業所でのサービス提供の可否が判断できない項目であるため、チェック対象外とする

補足1. 基準該当事業所における報酬の算定要件チェックについて

様式		レコード種別		項目名称	基準該当事業所では使用できない項目※	新規チェック対象
		基本	明細			
0501	放課後等デイサービス提供実績記録票	●	―	提供実績の合計・実績 送迎加算（回）	▲	
		●	―	提供実績の合計・実績 家庭連携加算（回）（サービス提供回数）	―	
		●	―	提供実績の合計・実績 家庭連携加算（回）（算定回数）	―	
		●	―	提供実績の合計・訪問支援特別加算（回）（サービス提供回数）	―	
		●	―	提供実績の合計・訪問支援特別加算（回）（算定回数）	―	
		―	●	開始時間	―	
		―	●	終了時間	―	
		―	●	送迎加算 往	▲	
		―	●	送迎加算 復	▲	
		―	●	家庭連携加算（サービス提供時間数）	―	
		―	●	家庭連携加算（算定時間数）	―	
		―	●	訪問支援特別加算（サービス提供時間数）	―	
		―	●	訪問支援特別加算（算定時間数）	―	
		―	●	提供形態	―	
		―	●	備考	―	
		―	●	サービス提供の状況	―	

※1 「基準該当事業所でサービス利用できない項目」が▲の項目は、設定値では基準該当事業所でのサービス提供の可否が判断できない項目であるため、チェック対象外とする
※2 新規チェックのエラーコードは「2. 新たなチェックの追加について」の「①基準該当事業所の報酬に対する算定要件チェック」を参照

補足資料2

各種加算の算定回数の整合性チェックについて

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

○各種加算における算定回数の整合性チェックは、以下の3つの観点でチェックを強化する。

＜抜粋＞

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無（条件）	新規チェック対象
22	生活介護	利用者負担上限額管理加算	1回	●	－	－			－	
		食事提供体制加算	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		延長支援加算	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		送迎加算（Ⅰ）	－	－	－	－			－	
		送迎加算（Ⅱ）	－	－	－	－			－	
		送迎加算 （一定の条件を満たす場合）	－	－	－	－			≦送迎加算（Ⅰ） ＋送迎加算（Ⅱ）	●

①当該月の日数と比較するチェック
算定単位区分が「１日につき」である加算（※）について、加算の算定回数が当該月の日数以下であること。
ただし、既存チェックで算定上限回数チェック（EE40、EE80）を実施している場合は除く。
※算定単位区分が「1月につき」、「片道につき」等であるチェックは対象外
【例】
生活介護の「食事提供体制加算」は、算定単位区分が「１日につき」であるが、既存チェックで算定上限回数チェック（EE40、EE80）を実施していないため、加算の算定回数が当該月の日数以下であることを新たにチェックする。

②基本報酬と加算の算定回数を比較するチェック
基本報酬とあわせて算定する加算について、加算の算定回数が基本報酬の算定回数以下であること。
ただし、③のチェックを実施する報酬を除く。

③加算間の算定回数を比較するチェック
他の加算を算定していることが要件となる加算について、加算の算定回数が要件となる加算の算定回数以下であること。
【例】
生活介護の「送迎加算（一定の条件を満たす場合）」については、送迎加算を算定していることが前提となるため、
「送迎加算（Ⅰ）＋送迎加算（Ⅱ）」の和以下であることを 新たにチェックする。

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

＜障害福祉サービス＞

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無（条件）	新規チェック対象
11	居宅介護	特定事業所加算	1回	●	－	－			－	
		特別地域加算	1回	●	－	－			－	
		緊急時対応加算	2回	●	－	－			－	
		喀痰吸引等支援体制加算	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		初回加算	1回	●	－	－			－	
		利用者負担上限額管理加算	1回	●	－	－			－	
		福祉専門職員等連携加算	3回	●	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	－	－			－	
12	重度訪問介護	移動介護加算	－	－	－	－			－	
		特定事業所加算	1回	●	－	－			－	
		特別地域加算	1回	●	－	－			－	
		緊急時対応加算	2回	●	－	－			－	
		喀痰吸引等支援体制加算	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		初回加算	1回	●	－	－			－	
		利用者負担上限額管理加算	1回	●	－	－			－	
		行動障害支援連携加算	1回	●	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	－	－			－	
13	行動援護	特定事業所加算	1回	●	－	－			－	
		特別地域加算	1回	●	－	－			－	
		緊急時対応加算	2回	●	－	－			－	
		喀痰吸引等支援体制加算	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		行動障害支援指導連携加算	1回	●	－	－			－	
		初回加算	1回	●	－	－			－	
		利用者負担上限額管理加算	1回	●	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	－	－			－	
14	重度包括	特別地域加算	－	－	－	－			－	
		喀痰吸引等支援体制加算	－	－	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善加算	－	－	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	－	－	－	－			－	

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無（条件）	新規チェック対象
15	同行援護	特定事業所加算	1回	●	－	－			－	
		特別地域加算	1回	●	－	－			－	
		緊急時対応加算	2回	●	－	－			－	
		喀痰吸引等支援体制加算	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		初回加算	1回	●	－	－			－	
		利用者負担上限額管理加算	1回	●	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	－	－			－	
21	療養介護	地域移行加算	2回	●	－	－			－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		人員配置体制加算（Ⅰ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		人員配置体制加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		障害福祉サービスの体験利用支援加算	－	－	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	－	－			－	
22	生活介護	人員配置体制加算（Ⅰ）	原則の日数	－	－	●	●		－	
		人員配置体制加算（Ⅱ）	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		人員配置体制加算（Ⅲ）	原則の日数	－	－	●	●		－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	原則の日数	－	－	●	●		－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	原則の日数	－	－	●	●		－	
		常勤看護職員等配置加算	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		初期加算	30回	－	－	●	●	●	－	
		訪問支援特別加算	2回	●	－	－			－	
		欠席時対応加算	4回	●	－	－			－	
		リハビリテーション加算	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		利用者負担上限額管理加算	1回	●	－	－			－	
		食事提供体制加算	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		延長支援加算	原則の日数	－	－	●	●	●	－	

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無（条件）	新規チェック対象
22	生活介護	送迎加算（Ⅰ）	―	―	―	―			―	
		送迎加算（Ⅱ）	―	―	―	―			―	
		送迎加算（一定の条件を満たす場合）	―	―	―	―			≦送迎加算（Ⅰ）＋送迎加算（Ⅱ）	●
		障害者福祉サービスの体験利用支援加算	15回	―	―	●	●		―	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	―	―			―	
24	短期入所	短期利用加算	30回	―	―	●	●	●	―	
		重度障害者支援加算	当該月の日数	―	―	●	●	EK25	―	
		重度障害者支援加算（一定の条件を満たす場合）	当該月の日数	―	―	●	●	EK25	≦重度障害者支援加算	●
		単独型加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		単独型加算（一定の条件を満たす場合）	当該月の日数	―	―	●	●	●	≦単独型加算	●
		医療連携体制加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		医療連携体制加算（Ⅱ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		医療連携体制加算（Ⅳ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		医療連携体制加算（Ⅲ）	1回	●	―	●		●	―	
		栄養士配置加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		栄養士配置加算（Ⅱ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		利用者負担上限額管理加算	―	●	―	―			―	
		食事提供体制加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		特別重度支援加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		特別重度支援加算（Ⅱ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		緊急短期入所体制確保加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	利用初日	―	―	●	●	●	―	
		緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	利用初日	―	―	●	●	●	―	
		送迎加算	―	―	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	―	―			―	

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無（条件）	新規チェック対象
32	施設入所支援	夜勤職員配置体制加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		重度障害者支援加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		重度障害者支援加算（Ⅰ）（一定の条件を満たす場合）	当該月の日数	―	―	●	●		≦重度障害者支援加算（Ⅰ）	●
		重度障害者支援加算（Ⅱ）（(一)体制を整えた場合）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		重度障害者支援加算（Ⅱ）（(二)夜間支援を行った場合）	当該月の日数	―	―	●	●		≦重度障害者支援加算（Ⅱ）（(一)体制を整えた場合）	●
		重度障害者支援加算（Ⅱ）（90日以内）	当該月の日数	―	―	●	●		≦重度障害者支援加算（Ⅱ）（(二)夜間支援を行った場合）	●
		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		入所時特別支援加算	30回	―	―	●	●	●	―	
		入院・外泊時加算（Ⅰ）	1回の入院（外泊）につき8回	―	―	●	●		―	
		入院・外泊時加算（Ⅱ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		入院時支援特別加算	1回	●	―	―			―	
		地域移行加算	2回	●	―	―			―	
		地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）	当該月の日数	―	―	●	●		≦地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）	●
		栄養マネジメント加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		経口移行加算	当該月の日数	―	―	●	●	PA83	―	
		経口維持加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●	PA83	―	
		経口維持加算（Ⅱ）	当該月の日数	―	―	●	●	PA83	―	
		療養食加算	当該月の日数	―	―	●	●	PA83	―	
		夜間看護体制加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	―	―			―	

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無（条件）	新規チェック対象
33	共同生活援助	受託居宅介護サービス費	―	―	―	―			―	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		夜間支援等体制加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		夜間支援等体制加算（Ⅱ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		夜間支援等体制加算（Ⅲ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		重度障害者支援加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		日中支援加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		日中支援加算（Ⅱ）	当該月の日数-2	―	―	●	●	●	―	
		自立生活支援加算	2回	●	―	―			―	
		入院時支援特別加算	1回	●	―	―			―	
		帰宅時支援加算	1回	●	―	―			―	
		長期入院時支援特別加算	当該月の日数-2	―	●	●			―	
		長期帰宅時支援加算	当該月の日数-2	―	●	●			―	
		医療連携体制加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		医療連携体制加算（Ⅱ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		医療連携体制加算（Ⅳ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		医療連携体制加算（Ⅲ）	1回	●	―	●		●	―	
		医療連携体制加算（Ⅴ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		地域生活移行個別支援特別加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		通勤者生活支援加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	―	―			―	

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無（条件）	新規チェック対象
34	宿泊型 自立訓練	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		地域移行支援体制強化加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		初期加算	30回	－	－	●	●	●	－	
		医療連携体制加算（Ⅰ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		医療連携体制加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		医療連携体制加算（Ⅳ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		医療連携体制加算（Ⅲ）	1回	●	－	●		●	－	
		日中支援加算	当該月の日数−2	－	－	●	●	●	－	
		通勤者生活支援加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		入院時支援特別加算	1回	●	－	－			－	
		帰宅時支援加算	1回	●	－	－			－	
		長期入院時支援特別加算	当該月の日数−2	－	●	●			－	
		長期帰宅時支援加算	当該月の日数−2	－	●	●			－	
		地域移行加算	2回	●	－	－			－	
		地域生活移行個別支援特別加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		食事提供体制加算（Ⅰ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		夜間支援等体制加算（Ⅰ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		夜間支援等体制加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		夜間支援等体制加算（Ⅲ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		看護職員配置加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	－	－			－	

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無（条件）	新規チェック対象
41	自立訓練（機能訓練）	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		初期加算	30回	―	―	●	●	●	―	
		欠席時対応加算	4回	●	―	―			―	
		リハビリテーション加算	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		利用者負担上限額管理加算	1回	●	―	―			―	
		食事提供体制加算	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		送迎加算（Ⅰ）	―	―	―	―			―	
		送迎加算（Ⅱ）	―	―	―	―			―	
		障害福祉サービスの体験利用支援加算	―	―	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	―	―			―	
42	自立訓練（生活訓練）	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		初期加算	30回	―	―	●	●	●	―	
		欠席時対応加算	4回	●	―	―			―	
		医療連携体制加算（Ⅰ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		医療連携体制加算（Ⅱ）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		医療連携体制加算（Ⅳ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		医療連携体制加算（Ⅲ）	1回	●	―	●		●	―	
		短期滞在加算（Ⅰ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		短期滞在加算（Ⅱ）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		利用者負担上限額管理加算	1回	●	―	―			―	
		食事提供体制加算（Ⅰ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		食事提供体制加算（Ⅱ）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無（条件）	新規チェック対象
42	自立訓練（生活訓練）	看護職員配置加算（Ⅰ）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		送迎加算（Ⅰ）	―	―	―	―			―	
		送迎加算（Ⅱ）	―	―	―	―			―	
		障害福祉サービスの体験利用支援加算	―	―	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	―	―			―	
43	就労移行支援	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		就労支援関係研修修了加算	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		初期加算	30回	―	―	●	●	●	―	
		訪問支援特別加算	2回	●	―	―			―	
		欠席時対応加算	4回	●	―	―			―	
		就労定着支援体制加算（6月以上12月未満）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		就労定着支援体制加算（12月以上24月未満）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		就労定着支援体制加算（24月以上36月未満）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		医療連携体制加算（Ⅰ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		医療連携体制加算（Ⅱ）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		医療連携体制加算（Ⅳ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		医療連携体制加算（Ⅲ）	1回	●	―	●		●	―	
		精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		利用者負担上限額管理加算	―	●	―	―			―	
		食事提供体制加算	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		移行準備支援体制加算（Ⅰ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		移行準備支援体制加算（Ⅱ）	原則の日数－2	―	―	●	●	●	―	
		送迎加算（Ⅰ）	―	―	―	―			―	
		送迎加算（Ⅱ）	―	―	―	―			―	
		障害福祉サービスの体験利用支援加算	―	―	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	―	―			―	

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無（条件）	新規チェック対象
44	就労移行支援（養成）	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	原則の日数	－	－	●	●		－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	原則の日数	－	－	●	●		－	
		就労支援関係研修修了加算	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		初期加算	30回	－	－	●	●	●	－	
		訪問支援特別加算	2回	●	－	－			－	
		欠席時対応加算	4回	●	－	－			－	
		就労定着支援体制加算（6月以上12月未満）	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		就労定着支援体制加算（12月以上24月未満）	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		就労定着支援体制加算（24月以上36月未満）	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		医療連携体制加算（Ⅰ）	原則の日数	－	－	●	●		－	
		医療連携体制加算（Ⅱ）	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		医療連携体制加算（Ⅳ）	原則の日数	－	－	●	●		－	
		医療連携体制加算（Ⅲ）	1回	●	－	●		●	－	
		利用者負担上限額管理加算	1回	●	－	－			－	
		食事提供体制加算	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		移行準備支援体制加算（Ⅰ）	原則の日数	－	－	●	●	●	－	
		送迎加算（Ⅰ）	－	－	－	－			－	
		送迎加算（Ⅱ）	－	－	－	－			－	
		障害福祉サービスの体験利用支援加算	－	－	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	－	－			－	

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無（条件）	新規チェック対象
45	就労継続支援A型	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		重度者支援体制加算（Ⅰ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		重度者支援体制加算（Ⅱ）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		初期加算	30回	―	―	●	●	●	―	
		訪問支援特別加算	2回	●	―	―			―	
		欠席時対応加算	4回	●	―	―			―	
		就労移行支援体制加算	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		施設外就労加算	1月の利用日数－2	―	―	●	●	●	―	
		医療連携体制加算（Ⅰ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		医療連携体制加算（Ⅱ）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		医療連携体制加算（Ⅳ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		医療連携体制加算（Ⅲ）	1回	●	―	●		●	―	
		利用者負担上限額管理加算	1回	●	―	―			―	
		食事提供体制加算	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		送迎加算（Ⅰ）	―	―	―	―			―	
		送迎加算（Ⅱ）	―	―	―	―			―	
		障害福祉サービスの体験利用支援加算	―	―	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	―	―			―	
46	就労継続支援B型	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		重度者支援体制加算（Ⅰ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		重度者支援体制加算（Ⅱ）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		初期加算	30回	―	―	●	●	●	―	
		訪問支援特別加算	2回	●	―	―			―	
		欠席時対応加算	4回	●	―	―			―	
		就労移行支援体制加算	原則の日数	―	―	●	●	●	―	

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無（条件）	新規チェック対象
46	就労継続支援B型	目標工賃達成加算（Ⅰ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		目標工賃達成加算（Ⅱ）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		目標工賃達成加算（Ⅲ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		目標工賃達成指導員配置加算	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		施設外就労加算	1月の利用日数－2	―	―	●	●	●	―	
		医療連携体制加算（Ⅰ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		医療連携体制加算（Ⅱ）	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		医療連携体制加算（Ⅳ）	原則の日数	―	―	●	●		―	
		医療連携体制加算（Ⅲ）	1回	●	―	●		●	―	
		利用者負担上限額管理加算	1回	●	―	―			―	
		食事提供体制加算	原則の日数	―	―	●	●	●	―	
		送迎加算（Ⅰ）	―	―	―	―			―	
		送迎加算（Ⅱ）	―	―	―	―			―	
		障害福祉サービスの体験利用支援加算	―	―	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	―	―			―	
52	計画相談支援	特別地域加算	―	―	―	―			―	
		利用者負担上限額管理加算	―	―	―	―			―	
		特定事業所加算	―	―	―	―			―	
53	地域移行支援	特別地域加算	1回	●	―	―			―	
		初回加算	1回	●	―	―		●	―	
		集中支援加算	1回	●	―	―		●	―	
		退院・退所月加算	1回	●	―	―		●	―	
		障害福祉サービスの体験利用加算	15回	●	―	●			―	
		体験宿泊加算（Ⅰ）	15回	●	―	●			―	
		体験宿泊加算（Ⅱ）	15回	●	―	●			―	
54	地域定着支援	特別地域加算	1回	●	―	―			―	

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

＜障害児支援＞

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無（条件）	新規チェック対象
61	児童発達支援	児童発達支援管理責任者専任加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		人工内耳装用児支援加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		指導員加配加算（指導員を配置する場合）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		指導員加配加算（児童指導員等を配置する場合）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		家庭連携加算	2回	●	－	－			－	
		事業所内相談支援加算	1回	●	－	－			－	
		訪問支援特別加算	2回	●	－	－			－	
		食事提供加算（Ⅰ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		食事提供加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		利用者負担上限額管理加算	1回	●	－	－			－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		栄養士配置加算（Ⅰ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		栄養士配置加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		欠席時対応加算	4回	●	－	－			－	
		特別支援加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		医療連携体制加算（Ⅰ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		医療連携体制加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		医療連携体制加算（Ⅳ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		医療連携体制加算（Ⅲ）	1回	●	－	●		●	－	
		送迎加算（障害児（重症心身障害児を除く）の場合）	－	－	－	－			－	
		送迎加算（重症心身障害児の場合）	－	－	－	－			－	
		延長支援加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		関係機関連携加算（Ⅰ）	1回	●	－	●			－	
		関係機関連携加算（Ⅱ）	1回	●	－	●			－	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	－	－			－	

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無（条件）	新規チェック対象
62	医療型児童発達支援	児童発達支援管理責任者専任加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		家庭連携加算	2回	●	－	－			－	
		事業所内相談支援加算	1回	●	－	－			－	
		訪問支援特別加算	2回	●	－	－			－	
		食事提供加算（Ⅰ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		食事提供加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		利用者負担上限額管理加算	1回	●	－	－			－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		欠席時対応加算	4回	●	－	－			－	
		特別支援加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		送迎加算（重症心身障害児に限る）	－	－	－	－			－	
		保育職員加配加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		延長支援加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		関係機関連携加算（Ⅰ）	1回	●	－	●			－	
		関係機関連携加算（Ⅱ）	1回	●	－	●			－	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	－	－			－	
63	放課後等デイサービス	児童発達支援管理責任者専任加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		指導員加配加算（指導員を配置する場合）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		指導員加配加算（児童指導員等を配置する場合）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		家庭連携加算	2回	●	－	－			－	
		事業所内相談支援加算	1回	●	－	－			－	
		訪問支援特別加算	2回	●	－	－			－	
		利用者負担上限額管理加算	1回	●	－	－			－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無（条件）	新規チェック対象
63	放課後等デイサービス	欠席時対応加算	4回	●	―	―			―	
		特別支援加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		医療連携体制加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		医療連携体制加算（Ⅱ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		医療連携体制加算（Ⅳ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		医療連携体制加算（Ⅲ）	1回	●	―	●		●	―	
		送迎加算（障害児（重症心身障害児を除く）の場合）	―	―	―	―			―	
		送迎加算（重症心身障害児の場合）	―	―	―	―			―	
		延長支援加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		関係機関連携加算（Ⅰ）	1回	●	―	●			―	
		関係機関連携加算（Ⅱ）	1回	●	―	●			―	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	―	―			―	
64	保育所等訪問支援	訪問支援員特別加算	―	―	―	―			―	
		児童発達支援管理責任者専任加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		特別地域加算	1回	●	―	―			―	
		利用者負担上限額管理加算	1回	●	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	―	―			―	
71	障害児入所支援	児童発達支援管理責任者専任加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		職業指導員加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		重度障害児支援加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		重度障害児支援加算（Ⅱ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		重度障害児支援加算（Ⅲ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		重度障害児支援加算（Ⅳ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		重度障害児支援加算（Ⅴ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		重度障害児支援加算（Ⅵ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		重度障害児支援加算（Ⅶ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無 （条件）	新規チェック対象
71	障害児入所支援	重度障害児支援加算（別に定める要件に合致する場合）	当該月の日数	－	－	●	●		≦重度障害児支援加算Ⅰ ＋重度障害児支援加算Ⅱ ＋重度障害児支援加算Ⅲ ＋重度障害児支援加算Ⅳ ＋重度障害児支援加算Ⅴ ＋重度障害児支援加算Ⅵ	●
		重度重複障害児加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		強度行動障害児特別支援加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		強度行動障害児特別支援加算（90日以内）	当該月の日数	－	－	●	●		≦強度行動障害児特別支援加算	●
		幼児加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		心理担当職員配置加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		看護師配置加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		入院・外泊時加算（Ⅰ）	1回の入院（外泊）につき8回	－	－	●	●		－	
		入院・外泊時加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		自活訓練加算（Ⅰ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		自活訓練加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		入院時特別支援加算	1回	●	－	－			－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		地域移行加算	2回	●	－	－			－	
		栄養士配置加算（Ⅰ）	当該月の日数	－	－	●	●		－	
		栄養士配置加算（Ⅱ）	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		栄養マネジメント加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		小規模グループケア加算	当該月の日数	－	－	●	●	●	－	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	－	－			－	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	－	－			－	

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

サービス種類		加算名	算定可能回数	①当該月の日数と比較				②基本報酬⇒加算	③加算⇒加算	
				EE40 チェック実施	EE80 チェック実施	算定単位区分が「1日につき」である	新規チェック対象	新規チェック対象	対象有無 （条件）	新規チェック対象
72	医療型障害児入所支援	児童発達支援管理責任者専任加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		重度障害児支援加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		重度障害児支援加算（Ⅱ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		重度障害児支援加算（Ⅲ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		重度障害児支援加算（別に定める要件に合致する場合）	当該月の日数	―	―	●	●		≦重度障害児支援加算Ⅰ ＋重度障害児支援加算Ⅱ	●
		重度重複障害児加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		乳幼児加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		心理担当職員配置加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		自活訓練加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		自活訓練加算（Ⅱ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	当該月の日数	―	―	●	●		―	
		地域移行加算	2回	●	―	―			―	
		小規模グループケア加算	当該月の日数	―	―	●	●	●	―	
		福祉・介護職員処遇改善加算	1回	●	―	―			―	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	1回	●	―	―			―	
55	障害児相談支援	特別地域加算	―	―	―	―			―	
		利用者負担上限管理加算	―	―	―	―			―	
		初回加算	―	―	―	―			―	
		特定事業所加算	―	―	―	―			―	

補足2. 各種加算の算定回数の整合性チェックについて

＜エラーコード一覧＞

エラーコード	エラーメッセージ	判定レベル
EE40	受付：当該サービスの報酬における算定可能回数を超えています	エラー
EE80	受付：当該サービスの報酬における算定可能回数を超えています	エラー
EE91	受付：特別地域加算のサービス単位数が算定可能単位数を超えています	エラー
EE92	受付：特定事業所加算のサービス単位数が算定可能単位数を超えています	エラー
EK25	受付：短期入所サービスの重度障害者支援加算の回数が福祉型短期入所サービス費の回数（合計）を超えています	エラー
PA83	受付：療養食加算、経口移行加算、または経口維持加算の「回数」の合計が当該月の日数を超えています	エラー

※新規チェックのエラーコードは「2. 新たなチェックの追加について」の「②請求明細書と実績記録票の回数の整合性チェックの強化」を参照